

第115回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和6年3月13日(水曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	大西由佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本日、明日と一般質問であります。質疑に当たっては、趣旨を明確にいただき、活発な議論をしていただくよう、よろしく願いをいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（小林裕和君） 日程第1は、一般質問であります。

10名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、議長より指名いたします。

まず、初めに、11番、岡本義次議員の発言を許可します。岡本議員。

〔11番 岡本義次君 登壇〕

11番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。11番議席、岡本義次でございます。

今日は、3件の一般質問をさせていただきます。

元旦早々、能登におきまして、マグニチュード7.6という大きな、神戸を超えるような地震がありまして、たくさんの方が亡くなり、また、たくさんの家屋が消滅いうんですか、住めないような状態になりました。全国民が支援して、お亡くなりになられた方に哀悼の意を申し上げますと同時に、早く復興をされるように願っております。

また、ロシアがウクライナに攻め入って、2年余りが続いておりますし、そして、イスラエルは、ガザ地区に攻め入り、そして、食料がなくなったりして、大変悲惨な状態でございます。また、ミャンマーも国民に鉄砲を向けて、本当に、これだけの戦費を、平和に皆さんがご飯を食べられるようにしてやるのが一番最適なのでございますが、いつまでも権力の座にしがみついているがために、こういうような悲惨な状態になっているのかと思っております。

私は、今日は、さよさよサービスについて何うは、この場でさせていただきますして、2点目の地籍調査について問う。そして、3番目の地域通貨について問う、これについては、議員席からの質問とさせていただきます。

さよさよサービスについて伺います。

①今、町では、さよさよサービスを運行しておりますが、何台で何人の方でどういう体制で走らせておりますか。

②つ目、事業収支はどんな状態なのですか。

③つ目、利用方法について伺います。前日の申し込みになっておりますが、お年寄りの方は、前日に申し込みができなくて、当日に買い物や役場や銀行に行きたい場合は、利用できず困るといような話を聞くことがあります。予定に入っていない車があれば当日でも走らせることができないのでしょうか。

町内の病院に行き、銀行やマックスバリュへ買い物、病院に行った場合、その都度、利用券を渡し3枚4枚要ることがあると聞いております。上郡では1枚であちらこちらへ行ってくれるというふうなことも聞いておりますが、佐用もそうしてほしいというような要望があるが、どうですかという質問でございます。よろしく申し上げます。

議長（小林裕和君） はい、答弁申し上げます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

今年度も、はや残すところ半月余りとなりました。このところ、寒い日も続いておりますけれども、日差しは明るく一気に春めいてまいりました。

今年の桜は、暖冬で、少し早く咲くというような予報でありますので、恒例の佐用町の桜まつりも、今年は3月31日に予定をさせていただいております。皆様におかれましても、本当に、インフルエンザ、コロナ等も、まだまだ、かかる人もありますので、十分気を付けていただきながら、楽しみに桜まつりも待っていただければと思っております。

さて、今期3月議会での一般質問、10名の議員の皆様から質問の通告をいただいております。今日、明日、2日間にわたりまして、順次、お答えをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、岡本義次議員からの最初の質問であります、さよさよサービスについて、お答えをさせていただきます。

まず、さよさよサービスは、改めて、ここでご説明することもないと思っておりますけれども、町民の皆様の外出行支援サービスの1つとして、佐用町社会福祉協議会が運営する自家用有償旅客運送の公共交通機関でございます。

ご質問の①点目の運行する車両台数と運転員の数であります。町が購入した5台の車両をさよさよサービスの運行に充てております。車両は運行を実施する町社会福祉協議会へ貸与し、車検やタイヤ交換などの整備や点検を実施しております。運転員は60歳代の8人が交代で月曜日から土曜日に乗車しており、法律で義務づけられている毎日の点呼、アルコールチェック、健康チェック、適性検査などを実施し、安全運行に努めているところであります。

次に②点目の事業収支であります。令和4年度の決算で申し上げますと、収入は総額2,305万円で、その内訳は、町からの助成金1,900万円、チケットの売上代金395万円となっております。これに対しまして、支出は、車両整備費などの事業費377万円、事務費124万円、江川ふれあい号助成費300万円、人件費ほか福利厚生などで1,504万円というふうになっております。

さよさよの運行助成金を年間利用件数で割りますと、1枚の券の利用につき1,700円の財政負担がかかっている計算となります。

③点目の、空いている車両を使って当日予約で運行できないかのご質問でございますが、前日の予約状況で車両の空いている日もありますが、空いていない日もあって、毎日必ず当日に使えるとは限りません。また、さよさよサービスで運行する5台で、300平方キロを超える広い町域、また、谷筋に住宅地が点在する地域性を持つ佐用町の交通を担っ

ているわけであります。したがって、車両の配車とルート決定には効率的な計画を立てることが必要で、前日までに希望を伺って準備をしなければなりません。加えて、当日の予約は乗車場所までの車両の移動に時間がかかるため、利用者のご要望に沿えないことが出てまいります。

人口密度の高い都市部では運行台数も多く、オンデマンド交通による当日の予約で配車計画が立てられるでしょうが、佐用町ではこのような配車の関係や経費負担から難しいのが実状であることを分かって、理解いただきたいと思います。

最後に、さよさよサービスの利用券を、上郡町のように1枚で1日利用できないかのご要望でございますが、ご質問があった上郡町での事例については、岡本議員は、どこからお聞きになられたのか存じませんが、上郡町の担当者に確認をさせていただいたところ、全く違っております。佐用町と同じように、1回の目的地までの乗車に1枚の利用で運行をしているということでもあります。

先に申し上げましたように、事業収支の中でも説明をさせていただきましたように、乗車1回にかかる経費は、1,700円とチケットの300円は5分の1以下の負担で利用をいただいているわけであります。

また、町の公共交通を担う、ほかのタクシーやコミュニティバスの運行とのバランスを取って運行をしなければなりませんので、1回1枚のご利用にご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 私が、その方に聞いた時には、その方が、まだ、不慣れというんか、まだ、もうひとつ飲み込みが、町長がおっしゃったように、できていないんかも分かりませんが、自分が行った時に、そういう3枚、4枚と行って、ちょっと、どうだったかと。ですから、それが、自分が何回もやって、慣れてきたら、そんなことはないようになるんかも分かりませんが、たまたま行った時に、そういう話が出まして、私も、お家から、そういう銀行とか役場とかマックスバリュとか病院とかへ行くんは、慣れてくれば、そういうようなのが解消するんかなとは、気持ちはしておりました。

しかし、そういうふうに、慣れてない方が、そういうふうに思って、話をされたんかどうかも、ちょっと、私も、ちょっとクエスチョンのところではありますが、また、その方が慣れてきたら、こういう今、町長がおっしゃったようなことが理解できるんかなという気もしております。

そういう1枚の券で1,700円の経費が要って、それだけ負担率が、本人としては少ないわけでございますので、大変、これはいい制度であるんですけど、そこで、私は問うんですけど、もし、大酒から佐用に向かって走る車とか、また、奥海のほうから佐用に向かって走るとかいうような車が1日に、朝・昼・晩というような格好で、三日月から、また、佐用に向かう車とか、方々から来るようなことはできないんでしょうか。そこらへんは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 質問のされている趣旨が、あまり、私も、ちょっと、分からないところがあるんですけども、5台の車両を使って、計画、事前に予約をしていただいた方のお住まい、そここのところを、効率よく回れるように、お迎えが、乗車していただけるように、担当者のほうが計画をつくっているわけですね。前日に。その朝、それを渡して、当然、大酒のほう、南のほうからでありますと、そこから途中、上月なり、早瀬なり通って、病院へ行かれるんだったら病院へ行くルートで、皆さんを、ずっと乗せていくと。奥海のほうであれば、奥海から、ずっと南のほうへ下っていくという形を取っているんです。

だから、そのようにできておりますので、それができないのですかと言われても、それは、ちゃんとできていますということですから。はい。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 私は、お家から、そういう目的地まで、ちゃんと車が走ってくれるわけなんですけれど、その私が、言いました部分について、前もって、前の日からするというのが、なかなか難しいというのか、そういうなんで、そういう奥海から佐用に向かって、各集落ずっと通って、バスのように運行して、前の神姫バスというんですか、ああいうような格好で、朝・昼・晩としてくれたら、一番、前もってせんでもええんじゃないかというような希望だろうと思うんですけど、お家から、その目的地へまで行くというんのが、そりゃ便利に決まっておりますけれど、それが、やはり朝・昼・晩の運行をしていただいたら、その当日で、申込みしなくても、自分たちが、村の停留所へ出ておれば、乗せていってくれるという、そういうふうに解釈したんですけどね。

そこらへんは、やっぱり、この分については、難しいですね。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えいたします。

岡本議員がおっしゃっているのは、多分、朝・昼・晩とかの定時定路線のようなバスがあればいいんじゃないかということだと思いますが、一方では、もともと、神姫バスさんとかが走らせていたものが、定時、定路線では採算が全く合わないで、これまで、ずっと撤退をしてこられたわけです。これは、多分、民間の業者がやられてもそうですから、当然、誰がやっても、非常に無駄が発生するわけです。

このさよさよサービス、旧南光町時代の、そういったサービスから引き継いで、新町になってからもしておりますけれども、その趣旨は、当然、効率的にすることということもそうありますけれども、交通弱者というのは、もう家から 500 メートル離れたら交通弱者であると、そういうような考えを、私、当時の担当のほうからも伺っております。

ですので、今、さよさよサービスなんかは、もちろん車が入れないところまでは無理ですけれども、ほぼもう、ドア・ツー・ドアで、運行ができています。しかも必要な時に伺えるという、そういう体制を取っておるというふうに思っております。

当日、空いていれば、乗れるようにしたらいいんじゃないかというお気持ちは、そりゃ、分からないことはないです。

ただ、やっぱり空いている日もあれば、空いていない日もあるわけですね。

じゃあ、空いていない日だから、断られたら、その断られた方のお気持ちというのもございます。

それと、もう1つは、やはり、先ほど、町長の答弁の中で申し上げましたタクシーの助成事業とも絡んでまいります。

もし、さよさよサービスが毎日運行というようになりまして、おそらくタクシー事業者に対する影響というのは非常に大きい。やはり、タクシーというのも、佐用町にはなければならぬ公共交通機関というふうに認識しておりますので、現状、こういう体制でさせていただいているということをご理解いただきたいなと思います。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 私は、こうやって、佐用チャンネルで映してくれまして、町民の方が、このやり取りを見ていただいておったら、ある程度、理解もできて、ああ、なるほどなということで、その、今言われた、私が言ったようなことが、やっぱり、そういうようなんは、なかなか難しいんやなということで、理解していただくとお思います。こういうようなんを取り上げて、皆さんに知ってもらうことによって、より、それが深まるんじゃないかという気がしておりますのでですね…、また、あの…

この間、テレビ見ておりましたら、買い物難民ということで、その方も買い物を、自分が運転しないから、販売をして、マックスバリュなんかと組んできてくれる。ほな、こんな遠いところまで、よう来てくれたということで、その人も、みんなに、そうやって喜ばれることが嬉しいというようなことも言うていました。

ですから、やっぱり、こういうことが、皆さんが、広く知ってもらって、理解してもらおうということが、一番大事じゃないかとお思いますので、この分については、以上とさせていただきます。

2 番目の町内の地籍調査について伺います。

町民の方に自分のところは、いつ頃やってくれるのかよく聞かれます。

- ①つ、現在の進捗状況はどうなのでしょう。
 - ②つ目、どのような体制で事業を進めておりますか。
 - ③つ目、事業実施について、どのような問題があるのか。
 - ④つ目、街へ出られていて連絡が取れない方はどうしていますか。
 - ⑤つ、立会時にどんな問題があるのかお示してください。
- という質問でございます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員の次のご質問であります町内の地籍調査について、お答えをさせていただきます。

まず、地籍調査の現在の進捗状況でございますが、この事業は、平成 17 年から本格的に着手し、概ね 19 年近くが経過したところでございますが、令和 4 年度末で、その進捗率 30.76%というふうになっております。

次に、どのような体制で事業を進めているのかについてでございますが、地籍調査室長以下、職員6名で、うち再任用職員1名、会計年度任用職員1名の体制で進めております。各担当者が担当地区をもち事業を進めており、本年度の事業実施区域は、上石井、上秋里、西新宿、東徳久、中三河、三日月地区。合計6地区でございます。

次に、事業実施についてどのような問題があるのかについてでございますが、地籍事業の工程は、1年目に事前調査と基準測量。2年目には、一筆ごとの土地について、境界調査の実施と細部の測量。3年目には、成果の閲覧と地籍図、地籍簿の作成が主な工程となります。その後、国、県等の検査を受け法務局へ成果の写しを送付し、登記を行う流れとなります。地籍調査は、土地所有者双方の合意のうえで土地の境界を確認するため調査には多くの作業と時間がかかる事業であることをご承知をいただきたいと思っております。

次に、街へ出られていて連絡が取れない方はどうしていらっしゃいますかということでございますが、まず、土地所有者の住所を調査し、事業内容や立会の通知等を送付しておりますが、連絡が取れない方もおられます。通知書を何度も送っておりますが、どうしても連絡が取れず立会いができなければ、残念であります。筆界を確定することができませんので、筆界未定として処理をしております。そうなれば、土地所有者本人だけではなく、隣接する土地所有者の方々についても筆界を確定することができないわけでありまして。

次に、立会い時にどんな問題があるのかについてでございますが、立会いを行う時期が盆明けから雪が降るまでの期間ということで立会いの時期が決まっていることと、現地で立会いを行います。現地で境界がわからず境界を決めるのに時間を要することも多々あります。また、山地については、荒廃し侵入が困難な場所、急斜面など危険な場所が多いため、立会いをされる方には非常に負担がかかっております。

このような危険を回避し、事業全体のスピードアップを図るため、新たな調査地区の山地につきましては、高精度な空中写真や航空レーザー測量データを活用し、自治会の公民館等でパソコンの画面により境界を確認できるリモートセンシングによる地籍調査を実施しているところでございます。

以上、簡単でございますが、質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長が答えていただいたんですけれど、昔、私も、この間、この間いうて昨年、上月カントリーのところ持山がありまして、そこへ行ったんですけれど、昔は、各木とか石でも入れておったのかも分かりませんが、やはり代が変わったり、そして、谷川の真ん中というようなことも聞いたりしておりましたけれど、川の流れは右へ行ったり、左へ行ったりしますので、分からない部分もありますが、山の面積は、どっちに転んで、面積的には、そんなに違えへんだろうということで、現場へ実際行ってみたら、分からない部分がたくさんありました。

ですから、そういう昔の人が、代が変わったりして、分からない部分については、今、言われたように、空中写真とか、リモートセンシングですか、そういうようなんで、空中写真いうて、ある程度は、そういう面積という部分が分かるわけなんですけれど、山の場合は、大抵、昔の山の測量というのは、大雑把というのか、今のように、はっきりしない部分がありますが、多分、面積的には、謄本より実際の面積のほうが大きいんじゃないかと思うんですけれど、そこらへんについては、どんなんでしょう。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 明治の初めに、そうした土地の登記、測量がされて、それが、ずっと、これまで、そのまま、言わば続いてきているわけです。

との当時の測量技術、そういう技術が、今のような正確なものではなかった時代、縄を引っ張って、そういうもので量ってきたと言われております。

ただ、登記簿上の面積と、実際に、今回、地籍調査を行って、正確な、言わば面積を出したものととの比較をしてみますと、やはり地域によって、非常に差があるんです。

当時、明治の時に測られた時に、大雑把と言いますか、測る人にもよりますけれども、実際よりかは、狭い面積で登記をされている場合と、逆に、かなり大きく、かなり実際よりかは多めにされているところもあります。

実際、私の持山のところを見ても、登記簿と比べると、かなり減ってしまっているところもありました。

ですから、これは、測ってみないと分からないんですけれども、先ほど、議員がお話のように、今はもう、山は荒廃してしまって、なかなか立会い、所有者の方に、こうして立会いを求めて、実際には、境界を確定していただくという作業をするんですけれども、もう今の方が、山に行かれたこともないという方が見られても、例えば、私のように、ある程度、山を見て来たものが行っても、実際には、もう分かりません。昔のように、境界に台切りとって、境界の境木というのが、岡本議員もご存じのように、必ずずっとあって、途中で切って、それが境界になっていたわけなんですけれども、そんなもんは全部腐って、もう跡形もありませんし、荒れてしまって、谷川もかなりあちこち流れが変わっておりますし、もう形状が、昔見た人でも、もう分からないというのが現状です。

そういうところへ危険を冒して、本当にずっと立会いしてみても、今のように経済的な価値、山のそういうものが取引されて、それが財産価値があるかということ、もうほとんどなくなってしまうような現状でありますので、ですから、もう、リモートセンシング、航空測量とレーザー測量、これをして、これの中で、そういう画面の中で境界を確定していくと、決めていくと。それは、広く、その地域全体で測量をして、面積を全部を出して、そして、それぞれの持山の所有者の面積、登記簿謄本上にある面積で案分していくと、面積は確定をし、そこに、その土地があることを確定する。

そして、面積も、今、登記されている面積、多ければ、皆さんに多い分だけ配分をする。少なければ、その分、みんなで、それを減歩する。

そういうやり方で決定をすれば、それで十分ではないかということで、山地については、山については、そういうやり方をしていこうということで、今、進めております。

もう、山の頂上までずっと上がって、境界確認すると言っても、本当に、山が崩れてしまって、もうけがをする。私も、ちょっと立会ってくださいということで行きましたけれども、本当に、山へ上がって下りるだけでも、大変なことです。

だから、そういうことをせずに、早くこれを進めて行かないと、まだ、進捗率が 30%なんです。これから、はや 20 年かかってこれですから、全部終えるには、まだまだ、30 年、40 年かかってしまうということになりますので、何とか早く進めたいということ、一番に考えております。以上。

[岡本君 挙手]

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 例えば、ここの尾根から尾根へということで、山を測った場合、当然、昔のやり方が、今ほど精巧でないがために、やはり山の面積のほうが多かったと。

今、町長が言われたように、案分で、それらを持って行くというようなことも言われておりますけれど、それが、例えば、尾根から尾根へ、その人の山の持ち分が、当然、そういうように膳本よりも多かったと、そしたら、その方に、その分を増やすのでなくて、その分、その隣接しておる方にも同じように、その面積の増えた分を案分すると、こういう方向で、今は、やられておるんですか。そこらへんは、どうです。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 図面を見ながら説明をしないと、なかなかご理解をいただけないか分からないんですけれども、昔の境界が、ある程度、そういう不明確と言っても、やはり、当時の方々も非常に合理的な形で境界というものは、大体、昔決められております。

それは、まず1番が、尾根境と言われる山の頂上、尾根が1つの境界。

それから、谷境ということで、谷筋とか、そういうところが1つの境界の基準なんですね。

ただ、そういう中にも、小さく、佐用町の場合は特に、1つの土地が1反、2反と農地のような形で細分化されております。それは、山の平面、面積のところ、途中に、そういう境木をつくって、それで分割をして、皆さん所有をされてきたわけです。そういうところについては、先ほど言うように、実際に、全体を測ってみると、1割の面積が多かったら、その部分については、1割ずつ面積を基本的には面積は増えるということになります。

ただ、尾根を越えて、境界を決めるとか、また、谷筋があるところを、谷から反対側のところまで、その境界がいくとか、そんな不合理なことは、これはやっぱりできませんからね、それは、現地で、そういう合理的に、また、やっぱり皆さんが納得できる形で、担当者のほうは、境界を決めていくということ。そういう形で進めております。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、進捗率について 30.76 ということでございますけれど、私が志文へ行った時に、ある人が、私が元気な間に来てくれたら、ある程度、説明もできるけれど、わしがおらんようになったら、何も分からんようになるというようなことで、ちょっとでも早くしてほしいという言い方をされておりました。

今、体制も6人とか、会計年度任用とか使われてやられておりますけれど、少しでも早く、私は、山をこれだけ金入れて、それだけの価値があるのかなという気もしておるんですけれどね、だけど、やっぱり、下の田畑、家屋については、かつちりしておかんと、一番もめるといふんか、やっぱり土地争いなんかも起きるわけでございます。区画整理とか、そういうなんかかつちりできたところについては、もうそれを採用すれば、ちゃんとできるわけなんですけれど、やはり、そういうふうに進捗が、なかなか進まないところに、国も大

変な金をかけてやってくれておりますので、その間で、人を増やせばできるという問題ではないかも分かりませんが、少しでも早くできるように思っております。

この点については、以上とさせていただきます。

3点目に入りますけれども、地域通貨について伺います。

昔、藩は自分の領地内で使用できる藩の通貨を発行しておりました。町も地域通貨を発行し、町内の商工振興を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員3点目のご質問であります地域通貨について、お答えをさせていただきます。

地域通貨は、特定の地域やコミュニティーのみで利用できる通貨であり、本町では小中学生を対象に配布している「子育て支援・ふるさと振興券」をはじめ、今年度子育て世帯への支援として発行しました「さよう子ども生活すくすく支援券」や商工業者支援として発行してまいりましたプレミアム付き商品券が町内のみで利用できるものとして、これは地域振興券ではありますが地域通貨と同じような性質をもち、町内商工業の振興につながるものとして発行をしております。

地域通貨は、使用できる地域を限定することや有効期限を設けることで一定期間の消費を促す効果もございます。

また、デジタル地域通貨を導入した場合には、マイナポイントや健康ポイントと連携することで多角的な効果が期待できますが、一方、例えば、スマートフォンを利用したデジタル地域通貨を発行する場合、発行に係る初期費用が約4,000万円、その後の運用経費が年間約3,000万円必要となるそうでございます。

これに加えて、プレミアムポイントの付与や事業者における決済や換金の手数料負担などを考えると、私どものような小さな町が町独自でデジタル地域通貨を発行することは、財政面でも厳しく、費用対効果も見込めないために、兵庫県が発行するプレミアム付きデジタル券「はばタン Pay+」などを活用し、広域的な経済活動を活性化させる一方で、本町が発行している各種地域振興券の継続した発行や町内商工会が発行しているポイントシール事業などで町内の消費循環を図りつつ、商工業の活性化につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 昔は、その藩、藩。藩の中で使える藩札というのを発行して、藩の中で運用しておりました。

そして、今、大きな企業では、自分とこの中で金を回す、いわゆる銀行もし、証券会社もつくり、そして、販売もし、そして、外へ逃がさんような格好の中で動いたりしております。

佐用町においては、町長言われたように、小さなところでは、そんなこと、なかなかできないということがございますけれども、私は、各町からお支払しておる人の分、いろいろあ

ります。手当とかいろいろ。何々役していただいた、その方に、例えば、半分は現金で渡し、半分は町内で商工会とか、そういうようなんで使ってもらえるように、半分は、いわゆる地域通貨というふうな格好の中で、そういう運用は、例えば、JAさんに持って行けばやってくれるとか、1つの商工会の中で運用できるような格好にはできないでしょうか。そこらへんは、どうでしょうか。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そういうこと考えたこともありませんが、やはり日本の経済、生活している中で、日本銀行券、これはどこでも通用するわけです。その価値も、しっかりと保障されているわけです。

皆さんの生活も町内だけで生活をされているわけではありませんので、やっぱり、幾ら町内の消費喚起とか、町内でお金を回すと言っても、佐用町だけが独自に、今、岡本議員が言われるように江戸時代の三百諸侯あって、藩があって、そうした、ある意味では、小さな経済なり、地域の中で、1つの生活、地域がつくられてきているというような時代ではない。これだけグローバル化して、いわばもっと、もっと、日本だけではなくって、世界中が1つになっていくというような、そんな経済、だから、そうした現金ではなくて、はばタン Pay とか、そういう現金を使わない、そんな時代にもなっている中で、今言われるような提案が、本当にこれ可能かどうか考えていただければ、それは、ちょっと、例えば、給与を半分、ほんなら地域通貨で払いますなんて言って、そんなことができるとは、私は思えませんし、考えてもみたことはありません。

[岡本君 挙手]

町長（庵途典章君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 役場職員とか、そういう方に、給料の分で、半分とかいうようなことは申ししておりませんが、役をしていただいておりますの方に払う分は、半分でも佐用の中で、商工会も通じてしていただいたら、そして、JAさんもいっちょかみして、それができないかと言うたんでありまして、皆さんのように、ちゃんと給料を払う分については、100%、当然、日本の銀行券を払うわけでございますんで、そこらへんは、ちょっと、勘違いしないようにしていただいたらと思います。

そこらへんについて、難しい面もあるんかも分かりますけれど、少しでも佐用の中で、そういうふうにお金が回って、使っていただいたら、佐用の商店街、工業者がどうなんかということで、出したんであります。

そこらへんについては、再度、お答えはないですか。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ですから、ねっ、そうした皆さん方への手当とか報酬も、町の職員なんかの給料も、みんな同じです。はい。

少なくとも、そうしたものを、地域通貨というもので、例えば支払うということになれば、町民皆さんの本当に、町民の合意も要りますし、また、それを取り扱っていく、これ大変な手間と作業です。

それを、ほんならJAさんだけが銀行でもありませんし、全部の金融機関、そういうところにも、当然、それだけの経費を払って、じゃあ、それで本当に、費用対効果から見てありますかということにもなりますからね、そこは考えてみていただければ、お分かりになると思いますが。はい。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） まだ、10分ほどあるんですけど、私の質問は以上でございます。どうもありがとうございました。

議長（小林裕和君） 岡本義次議員の発言は終わりました。
続いて、8番、加古原瑞樹議員の発言を許可します。加古原議員。

〔8番 加古原瑞樹君 登壇〕

8 番（加古原瑞樹君） 8番議席、加古原瑞樹でございます。

今回の私の一般質問は、「未来を担う子ども達の為に教育環境の充実を」ということで、通告書に基づき質問をさせていただきます。

教育は、未来を担う子供たちを育て、社会の発展を支える重要な基盤です。しかし、近年、教育環境を取り巻く状況は大きく変化しており、様々な課題が顕在化しています。

人口減少が加速し少子高齢化が進行する中で、人工知能（AI）の発達をはじめとする技術革新やグローバル化・高度情報化が急速に進展し、コミュニケーション能力の育成や、情報社会に適応するための教育、また情報モラルに対する教育の重要性が高まっています。

こうした社会情勢の影響もあり、いじめや不登校は全国的に見ても増加の傾向にあり、残念ながら本町でも増加しています。

また一方、地域との結びつきや人間関係の希薄化など、コミュニティーの再構築も課題となっています。

このように教育を取り巻く環境は急激に変化しており、次代を担う子供たちの教育では、こうした変化に柔軟に対応できる力とともに、これからの社会を創造していく力の育成が重要です。

その実現のためには、安心・安全はもちろん、子供たちが充実した学校生活を過ごせるように、今の時代に合った機能面を備えた教育環境の整備を行っていくことが重要だと考えます。

そこで以下の点についてお聞きします。

①児童・生徒の人数が減少しているが、各小中学校の今後の生徒数の推移は。

②小中連携教育を目指すと聞いておりますが、どのようなタイムスケジュールを考えているのか。

③タブレット端末を1人に1台導入しましたが、現在の利用状況と課題、今後の活用方針は。

④現在、各小中学校の余剰教室の状況はどうなっているのか。

⑤けがや障がいのある児童・生徒のためにエレベーターなどバリアフリー化の状況はどうなっているのでしょうか。

以上、この場からの質問とし、再質問は所定の席からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君） はい、答弁。浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、加古原議員からいただきました「未来を担う子ども達の為に教育環境の充実を」についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の児童・生徒の人数が減少しているが、各小中学校の今後の推移はについて、お答えします。

令和5年度末、小・中学校の児童生徒数の合計は870人で、小学校が576人、中学校が294人となっております。これは、10年前の平成25年4月が1,276人でしたので、約3割ほどの減少となっております。

今後の推移につきましては、現在の人数が変動しないと仮定した場合、令和4年度生まれの子供が小学校に入学する令和11年には393人となり、現在から、さらに約3割ほどの減少になります。

また、中学校につきましては、今後3年間は、ほぼ現状で推移いたしますが、10年後の令和15年には202人となり、こちらも約3割ほどの減少となります。さらに、令和4年度生まれの子供が中学校へ入学する令和17年には168人となるなど、4割強の減少が予想できます。ただし、これらの数値には特別支援学校への就学や、佐用町外へ就学する区域外就学は含んでおりませんので、さらに多少は減少すると考えております。

次に、小中連携教育を目指していると聞いているが、どのようなタイムスケジュールを考えているのかについてお答えします。

佐用町は令和2年4月、学校規模適正化の推進によって各地域1小学校・1中学校になりました。教育委員会では、これを契機に、令和3年度から佐用町型連携教育を推進しております。

昨今、近隣市町でも小中一貫校とか義務教育学校の開設が進んでいますが、どちらも、これらの目的は、小学校・中学校9年間を見通した系統的、連続性のある教育を目指そうというものでございます。中学校へ入学後、新しい環境での学習や生活に不適合を起こす、いわゆる「中1ギャップ」への対応や、9年間を通して個に応じたきめ細かい深い学びを支援していくことを目指しているものでございます。

佐用町では、こうした目標に加え、多様な考え方や価値観に触れる機会が少ない小規模校の課題を補完するため、小学校と小学校が連携する小・小連携や、中学校と中学校が連携する中・中連携も同時に進めております。これらは、ご質問の背景にもあったように、これから複雑・多様化する社会の中にあって、自ら主体的に考え、課題を発見し、他者と協働しながら社会を切り拓く、たくましい人材を育てて行こうというものでございます。

また、佐用町型連携教育では、目標の1つに「地域との連携」も掲げております。少子高齢化、人口減少が進む社会にあっても、子供たちが地域の一員としての自覚とふるさと意識を醸成するため、学校、地域、家庭が結びつきを深め、地域ぐるみで子供たちを育てる環境をつくろうというものでございます。

ご質問の、連携教育のタイムスケジュールはどのことですが、町では初期の到達目標を5年間と設定しております。1年目と2年目は、まず、1小学校1中学校の特性を生かす

ため、小・中連携の基盤づくりを進めました。小・中合同の交流事業や専門的な学びに触れる機会として、中学校の教員が小学校で授業を行う出前授業などを行いました。

3年目の本年度は、小・小連携、中・中連携への展開として、小学校と小学校をオンラインで繋いで行う合同授業や、自然学校の4校合同実施、また、中学校では4中学校の生徒会が集まり、校則の見直しを議論する場を設けるなど、各小学校間、中学校間のつながりを深めたところでございます。

来年度以降は、地域連携として国が進めるコミュニティースクールの設置にも取り組み、地域に根差した学校づくりを目指してまいります。また、先ほど、児童生徒数の推移でもご紹介したとおり、急速に少子化が進んでおりますので、学校規模適正化を念頭に、子供たちのよりよい学習環境づくりについて、引き続き検討もしてまいりたいと考えております。

次に、児童生徒のタブレット端末の利用状況と課題、今後の活用方針についてのご質問にお答えします。

児童生徒のタブレット端末は、令和元年度に文科省が打ち出した「GIGA スクール構想」に基づき導入したもので、佐用町では令和2年度末に全児童生徒に配布し、令和3年度から使用を開始しております。

まず、導入当初は、子供たちが一斉に使うことで通信速度が落ちたり、インターネットにつながらないなどの障害が発生しましたが、現在では、新たな回線に替えたことで通信障害は解消しております。

利用状況につきましては、インターネットを使った調べ学習のほか、デジタルドリルによる反復学習や、グループ学習による画面共有であったり、また、授業前後の考え方の変異をグラフ化して授業の深度を確認するなど、個に応じた深い学びにつながるよう取り組んでいるところでございます。

また、GIGA スクール構想は、タブレット端末を文房具の一部のように日常化することを目指しており、そのため、家庭への持ち帰りも行っております。ちょうど、その時がコロナの流行と相まって、その必要性が再認識されたところでございます。

今後の課題と活用方針といたしましては、限られた机のスペースで、従来の紙媒体とデジタルの適切で効果的な使い分けと、先進的な活用方法の導入に向けた教職員研修。また、情報化社会が進展する中で、自ら情報を見極める力の育成が重要になると考えております。

次に、現在、各小中学校の余剰教室の状況はどうなっているのかのご質問にお答えします。

普通教室の数は、児童生徒数の減少に伴い学級数が減るなど、小・中学校とも建築当時の設定数から減少しております。しかし、人数が多い学級では2つに分けて少人数指導を行ったり、特別な対応が必要な子供の別室指導の学習室等に使うなど、空き教室がないのが現状でございます。また、年度によっては特別支援学級が増える場合もありますので、そういったことにも活用しております。

続いて、けがや障がいのある児童・生徒のためにエレベーターなどバリアフリー化の状況はのご質問にお答えします。

エレベーターの設置状況につきましては、上津中学校以外の全ての小・中学校に設置しております。上津中学校は、山裾の斜面に立地する関係から、南側の教室棟と北側の特別教室棟の連絡通路が階段状になっており、いずれかにエレベーターを設置しても車椅子での移動ができません。そのため、外部にはなりますが北側の特別教室棟へ連絡するスロープを整備しております。

学校施設のバリアフリー化については、スロープによる段差解消など、可能な限り対応することといたしております。

以上、ご質問に対するこの場との答弁とさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） 丁寧な説明、ありがとうございます。

人数の件なんですけど、私たちベビーブーム真っただ中に生まれた世代なんですけれども、あの時であれば、学年で町内で言えば 300 人弱ぐらいいたのかなと思うんですが、半分どころじゃなくて、これから先、もっともっと生徒数が少なくなっていくのを聞いて、ちょっと、改めてですが、びっくりしました。

小学校のほうは、計画どおり統廃合が進み、中学校もこれから統合の話も、まだまだ進んでいないというのはお聞きしたんですが、保護者の方、小さい子供さんを持つ保護者の方と話をしても、なかなか、そこらへんが、あまり見えてこないというのを感じます。

特に、小中連携、小小連携、今、私たちは何度も聞かせていただいているので、ある程度、理解はできているつもりなんですけど、一般の方からすると、小中一貫校と話が混同してしまったり、それをすることによって中学校の統廃合はなくなったのかという方も、やっぱりおられます。

そういった状況も、なるべく、どうしても子供が学校を離れてしまうと、どうしても学校の中身が分からないというようなことになってきますので、できれば、そういったことも佐用町は小小連携、小中連携を推進しているんだと、それで、中学校も、また、統廃合、いずれ考えなくてはいけない状況に、今、なっているんだということも、また、お知らせをしていくことも必要かなというふうに思います。

小小連携、小中連携の内容については、今、詳しく教えていただきましたので、再質問することがなくなってしまったんですが、子供たちのために、勉強だけじゃなくて、幅広い学びの場を提供していただいているのかなというのをお聞きして安心しました。

特に、音楽会や運動会などは佐用チャンネルで見ることあるんですが、できれば、そういったグループ活動であるとか、そういうふうな小中連携なんかでも、特に特徴的な活動については、日頃の学校生活も含め、佐用チャンネルやなんかで、皆さんにお知らせをしていただけるようなことがあれば、地域の方も、今、小学校、中学校は、こういうふうに勉強しているんだということが分かることになると思います。

また、次年度以降ですかね、コミュニティ・スクールのほうも、また、地域との連携ということも出てくると思います。そういった時には、やっぱり学校の状況が分からない状態では、なかなか地域の方も関わりがしにくいというふうに思いますんで、そういった意味でも学校の現状というのを、なるべく地域の方にもお知らせをしていただきたいと思います。

それから、次のタブレットの端末のほうも、お聞きしようとしていたことが、説明いただきましたので、聞くことがほとんどないんです。

デジタル教科書やデジタルドリルのほう、活用していただくということで、不得意分野とか、そういうふうなところは、特に見える化できて、効率的な授業ができるのかなというふうに感じております。

ただ、一番最初にも言いましたけれども、どうしても勉強だけでなく、コミュニケーション能力、それから、情報や物事を適切に応用や活用する能力、いわゆる情報リテラシーを育むことが重要だと考えます。

先ほど、ちょっと、いろんな授業言われたんですが、特に、具体的なことで、詳しく、も

し、教えていただけるような事例がありましたら、教えていただけますか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） まず、学校の教育の内容が、広く、まだ、周知できていないというご指摘を受けたんですが、今、連携教育や学校の教育の内容については、広報紙の教育さよう、それから、学校が出す学校だより等で、あるいは学級通信だったりとか、そういった活動で保護者や地域の皆さんにはしておりますけれど、それが十分とは言えないと思いますので、佐用チャンネルを利用した、大きな行事については、佐用チャンネルでも放映していただいておりますけれど、個人情報を考えながらも、佐用のケーブルテレビというのか、佐用チャンネルや、それから、また、来年度におきましては、教育さようを別冊で、発行を、年間3回発行していたんですが、町の広報にページをいただいて、そこで、教育部門については、そのページを確保してもらうような形になりましたので、別冊ですより、町広報を見られる方のほうが多いとは思いますが、そういったことで、さらに、ちょっと、啓発が広がるかなというふうには考えております。

そういったことで、少しでも学校の教育内容を地域の方や保護者の方に知っていただけたらと思いますので、今後、そういったことも検討していきたいと考えております。

それから、タブレット端末等の活用についてということで、ご指摘を受けましたけれども、小規模校の子供たちの、やっぱりしっかりコミュニケーション能力をつけないと駄目だということは、私どもも認識しておりますし、多様な考え方に触れるということでは、タブレット端末を利用した、そういったことが有効に活用できるんじゃないかというふうには思っております。

だから、実際は、移動して合同で授業をすればいいんですが、時間の確保とか移動手段がこう出てきますので、タブレットでオンラインで、1つの教材を双方向で授業して、多様な考え、いろんな考えに触れるという、例えば、実際、やっているのは、何ほかですけど、例えば、これから、どんどん発表会等も考えて行けたらいいかなと、例えば、この間も、短歌大会に、私、参加させていただいたんですが、小学校でも俳句をつくる授業もありますので、例えば、俳句をつくって、その隣の学校と、こんな俳句をつくったいうんで鑑賞し合う、そういったことにも活用できるんじゃないかというふうには思いますし、より先生によっては専門性の高い、例えば、理科が得意な先生であったりとか、算数が得意な先生もおりますので、そういった授業を一緒に受けて、質問をし合うとか、そういったことも、今後、そういった有効利用が、可能性としては、かなりありますので、そういったことも各学校で考えて、そういった有効活用を図っていききたいなというふうには思っております。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 勉強だけでなく、そういった時間も場所も超えられるのがインターネットのすばらしいところだと思いますので、オンラインを活用した俳句大会おもしろそうだと思いますので、ぜひ勉強以外にも、そういった交流を、各学校が交流できるようなことを進めていただけたらなというふうに思います。

それから、情報発信については、広報紙のほう、たまに見させていただくんですが、どうしても、結構固い感じがしてしまうんです。

よく、佐用チャンネルというふうに言うんですが、どうしても特に子供さんの場合は、やっぱり、見てすぐ分かると思うんです。あの笑顔を見れば。だから、そういった点でも、佐用チャンネルで、そういう、プライバシーの問題があるので、ちょっと難しいのかなというふうには思いますけれども、できれば一目で見て分かるような佐用チャンネルでの放送も、また、ご検討いただけたらなというふうに思います。

それから、そのオンラインなんですけれども、各学校をつないで、オンラインというのも、もちろんしていただきたいんですが、最近、先ほども言いましたけれども、不登校の子、何人かおられると思うんです。そういった、子供さんに対してもオンラインでの授業というのは、非常に有効な手段になるかなというふうに思うんですが、こちらについては、今、どのように取組されているんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 本当にタブレット有効に活用できたらということで、まだまだ、活用方法については模索しているところがございますが、先ほども出ましたように、不登校、不登校傾向の児童生徒につきましては、家庭にいる児童生徒がタブレットを活用して、学校の授業の様子を家庭で見るといようなことに活用している例もあります。ただ、それは、やはり本人の、やっぱり、そういうのが見たいという希望に沿ってしていることで、なかなか強制的にというのは、ちょっと、なかなか難しいところがございますが、家庭で見える場合であったりとか、それから、学校に別室登校している子もいますので、教室に上がれないけれど、別室で教室の様子をオンラインで授業参加しているとか、いわゆる教育支援センターほっとルームも、そういう環境は整えましたので、タブレットドリルをしたりとか、それから、学校での授業の様子をオンラインではできるようにはしておりますけれど、まだまだ、ほっとルームについては、そういう児童生徒の要望がありませんので、あればできるという環境には整えております。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） どうしても、その子供さんによって、状況は違うというふうに思いますが、少しずつ教室や授業に慣れるという意味では、オンラインで雰囲気を見るだけでも、また、登校しやすいとか、復帰しやすいというふうに思いますので、これからも、それぞれのお子さんのご意見を聞きながら、寄り添ってあげていただきたいというふうに思います。

それから、各小中学校の余剰教室の状況のほうなんですけど、先ほど、お聞きしたら、ほとんどないような状態だというふうにお聞きしたんです。

当初、私の予定では、かなり生徒数が減っているのだから、教室が余っているんじゃないかなど。それを有効活用していただきたいなということで、今回は、質問させていただいたんですが、特に、更衣室なんですけれども、ちょっと、更衣室について、お聞きしますが、体育の時の着替えですよ、中学校では部室があるというふうに思うんですが、サッカー

やバスケットなど、町のクラブ、地域のクラブに所属している社会体育の皆さんたち、こちらのほうは、どこで着替えをされているのでしょうか。

また、小学校のほうは、部室とかがないんですけれども、着替えのほうは、どこでされているのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） まず、更衣の関係ですが、中学校では更衣室を利用したり、部室を利用してしております。

部活に所属していない生徒についても、更衣室を利用したりという形では取っております。

小学校については、更衣室等がありませんので、教室と特別教室を男女別に分けて、そこで更衣をするようにしております。

小学校の低学年については、そこまで、1年生なんかはしておりませんが、そういう要望も検討しながら、今後、考えてはいきたいと思っております。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 中学校の社会体育のほうは、以前は、多分、教室で着替えられていたと思うんです。そこは、改善されたということで理解させていただきますけれども、小学校のほう、今、小学校の現場で、普通の教室で着替えをされて、表には、おそらく着替え中とか、そういうふうなのを書いてあって、目隠しか何かされているような状況だというふうには、一部聞かせていただいているんですけれども、やっぱり、それであれば、生徒や先生も間違えて入ってしまったとか、たまたま通りかかった時に、そこで見えてしまったとかってというような事案も起きてしまうんじゃないかなと。

全国的にも、やっぱり、例え、小学生と言えども、そういう性的なことというのは、やっぱり心に傷が残ってしまうということもあります。なので、余剰教室がないということだったんですけれども、できれば、今現在、あまり使用していないような教室、昔は視聴覚教室とかあったとは思いますが、そういった教室なども、更衣室に充てていただきたいなど。しっかりと、目隠し、あとは鍵、更衣している時には、鍵がかかるようにするというところまで、もしできればしていただきたいなというふうに思います。

それでは、その件に関しては、今後、ぜひ早急に対応していただきたいということで、お願いをしておきます。

それから、エレベーター等、バリアフリーの状況をお聞かせいただきました。上津中学校のほうのエレベーターがないということだったんですけれども、スロープで対応するということでした。

私も佐用中学校を卒業して、当時のまま、今もあるんですが、佐用中学校は1つエレベーターがあるというふうには思っているんですが、どうしても1棟、2棟あって、あれ裏側の2棟目にあるんですよ。確か。そうなると、渡り廊下を渡って、かなり大回りをする。私のとこの子供がけがをした時に、松葉づえだったんですが、松葉づえとか、中には車椅子の方も、けがをされておられる時に、子供さん同士で、補助をしながら抱えて上が

るんだということで、一度、こちらのほうでもお聞きしたことがあったんですが、それはそれで大事なことだとは思いますが、もし、そこで、また、けががまた起きてしまうようなことであれば、やはり、ちょっと問題なんじゃないかなというふうに思いますので、できれば、最低でも1か所ぐらいはエレベーターはつけていただきたいなというふうに思います。

それから、学校の中で、特に、今頃、性的マイノリティに配慮した学校づくりというのが、全国的に広がっております。特に、トイレに関しては、男性用、女性用だけじゃなくて、誰でも利用可能なトイレの設置が必要になるというふうに思うんですが、現状、小学校、中学校のほうでは、どのように設置されているのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えさせていただきます。

そういった、最近、性の多様性とか、LGBTQということが注目をされております。

学校、公共施設もそうですけれども、多目的トイレというのが、昔から各公共施設や商店等にも設置されておりますけれども、そういったトイレを使うというのが1つの手段かと思っております。

学校の設置状況を申し上げますと、小中学校で言いますと、佐用中学校以外の小中学校全て多目的トイレというものを設置をいたしております。佐用中学校のみ、今は、設置できていないという状況でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） そういう性的マイノリティの方もそうですし、周りの方も、やっぱり、そのトイレの使用に関しては、特に、思春期と呼ばれる時期ですので、かなり敏感に感じられるとこだというふうには思います。

今、佐用中学校以外、多目的トイレがあるというふうには聞いたんですが、今後、佐用中学校のほうの多目的トイレの設置を、どのようにお考えなのかということと、それ以外の学校も多目的トイレというのは、どれぐらいあるんですかね。校内に1つとか、そういうレベルの話なんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えします。

各小中学校、最低1つはございますけれども、学校によっては、2つあるところもありますけれども、どこの学校というのは、ちょっと記憶しておりませんので、申し上げられませんが、2つあるところもございます。

それから、佐用中学校の多目的トイレの設置の計画ですけれども、今のところは、まだ、考えてございません。経費もかかりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思

います。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 佐用中学校に関しては、できるだけ早く設置をお願いしたいと思います。

かなりトイレなんかをつくるとなると、経費もかかりますし、場所の問題もあると思うので、なかなか無理を言っているのは十分承知の上なんですけど、やっぱり僕たちも子供の時を思い起こすと、やっぱり男の子なんかでも、大便のとこの入るだけでも、やっぱり、ちょっと入りにくかったりというのを、今でも覚えている状況なので、やっぱり、それで、トイレに行けないとなると、学校にも行きたくないとか、そういうことにもつながってしまうと思いますので、また、いじめや、そういうことにもつながっても困りますので、各学校に1個というのも、ちょっと、少なすぎるかなと。そのトイレに入るといことは、そういうことなのかみたいなふうに思われても、また、子供たちも利用がしにくいんじゃないかなと思いますので、その件に関しては、とりあえず1つだけは最低、早くつくっていただきたいなと思います。

その後は、ちょっとずつ整備をしていただけたらなということで、お願いしたいと思います。

それから、あと学校の施設で言いますと、元旦にも能登の震災などありましたけれども、最近では、震災などの災害発生時に避難所として重要な役割を果たしております。

近年、激甚災害と言われる大規模な災害が発生した時には、避難生活の長期化が想定されたり、まず最初に体育館等が避難場所として活用されることから、災害用の備蓄倉庫が周辺に設置しないといけないなというふうに感じております。

現在、学校施設、体育館も含めですが、どのような状況なんでしょうか。

また、そちらの活用について、どのようにされているんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えいたします。

防災グッズ等の設置につきましては、指定避難所になっている学校の体育館及び町民体育館につきましては、それらの備品等を全て設置をいたしております。

小中学校全てに、それらがあるという、そういうわけではございません。あくまでも指定避難所だけでございます。

小中学校に置いてある、置いてあるというか、保管している防災グッズは、1つは緊急時のアルファ化米を全ての小中学校に、児童生徒、それから教職員分の数を配置しております。

それから、防災関係では、各教室全てに、これは、教職員が避難誘導するために、まず、自分の身を守って、児童生徒を安全に誘導するためにヘルメットを各教室には設置いたしております。

また、各教室にはインターホン等を設置いたしまして、緊急の連絡時に連絡ができるような対応を取っているところでございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） そういう備蓄倉庫の設置があるということで、安心はしたんですが、以前、上月小学校だと思うんですが、佐用チャンネルのほうで、防災訓練をされている様子を拝見しました。コロナの影響で、最近は、ちょっと、防災訓練があまり見なかったんですが、その際に、先ほど言われたアルファ化米ですかね、こういうふうなものを炊き出しでされていたというふうにも思うんですが、いわゆるローリングストックというんですかね、賞味期限、消費期限の関係で、切れてしまわないように、それを防災訓練などで炊き出しで使って、また、新たに備蓄するということが必要だというふうに思うんですが、現在、そういうふうな防災訓練等、取組をされているのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えします。

令和5年度におきましては、先般、全小中学校で、このアルファ化米の試食をしたところでございます。

ローリングストックにつきましては、ああいったものは結構賞味期限が長く設定してあるものですから、毎年、それが賞味期限が間際になるというものが、なかなか出てこないということで、そういった、ものが出てくる場合があれば、活用していけたらいいんじゃないかなと思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 学校に限らず、備蓄に関しては、ローリングストックというのが、今、災害に備える一番大事なところかなというふうに言われております。

確かに、保存期間が長いのがメリットではあるんですが、そういうふうなことも、もしあれだったら、計画的に、まとめて例えば、5年の消費期間をあるからと言って、まとめて買うんじゃないかに、例えば、1年ずつ更新できるような数だけ購入していくということもできるんじゃないかなというふうに思いますので、そちらのほうも、今現在、買われている分に関してはしょうがないんですが、今後また、検討していただけたらなと思います。

それから、先ほどの防災訓練も、私も昔、上月小学校のを見たというのものもあるんですが、そういった防災訓練なんかも、もっともっと佐用チャンネルで情報発信していただきたいなど。それによって、地域の方も防災意識を向上することができると思いますし、学校に、例えば、避難所はここで、そこには、備蓄倉庫もあるんだということを周知することが容易にできると思いますので、ぜひ、そうしたことも、また、ご検討いただきたいと思います。

それから、教育環境の整備ということで、防犯面の整備についても、ちょっと、お聞きしたいと思います。

特に、あまり佐用町では関係ないかもしれませんが、不法侵入者への対応ですが、文部科学省のほうでは、緊急事態発生時に、校内、各教室、校長室、職員室や警察、消防への連絡が迅速に行えるよう、インターホンなど、電話など、通報装置を設置することが重要であるというふうにしております。

先ほど、答弁にもインターホンというのが出てきましたので、それはあるなというのが確認させていただいたんですが、それ以外にも体育館、運動場など、屋外の対応に対して、防犯ベル、それから、ペンダント型押しボタン、パニックボタンとかというようなものがあるみたいなんですけど、そういうふうなものを、教職員の方に配布することが有効だというふうにされているんですが、現在、佐用町内の小中学校では、どのようにされているのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 今、ご質問いただいて、パニックボタンというのを知ったわけなんですけれども、そういったものは、学校には、現在、配布はいたしておりません。

先ほど申しあげましたように、インターホンで対応を、今のところはしているところです。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 心配をすれば切りがないんですが、できれば、そういった通報装置なんかも、インターホンがある教室はいいんですけれども、ない部分に関しては、特に、注意をしていただきたいなと思います。

学校のほうで、こうした危機管理について、危機管理マニュアル等の作成、それから、それに合わせた防犯訓練など、実際の対応が必要だというふうに思うんですが、現在、どのようにされているのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えします。

不審者対応の防犯マニュアル等ですけれども、これは文科省からの通知、指導もありますので、全ての学校でマニュアルをつくっております。

つい先日、令和5年度は2校が不審者を想定した防犯訓練を実施いたしております。いずれに学校につきましても、職員室と校長室に、県警と直接つながる県警ホットラインという装置があるんです。そのボタンを押せば、すぐに警察と連絡がついて、警察のほう駆けつけてくれるというような装置がありますので、それを使った防犯訓練を実施をした学校がございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 直通の電話があるということで、安心だなというふうに思います。

できれば、先ほど、紹介がありましたけれども、通報装置の使用方法や、特に、さすまたとか、いろんな道具を使って防犯訓練等をされるというふうに思います。こういった機器の点検ということも確認することが重要だというふうに思いますので、できれば、子供たちの安心安全のために、そういった訓練のほうについても、できれば各学校でしていただけたらなというふうに思います。

それでは、以上、聞かせていただきました。

今回の一般質問では、未来を担う子供たちが安全・安心に、また、充実した学校生活を送るために、教育環境の状況についてお聞かせをいただきました。

学校の場合は、現場で先生や子供たちが、一番学校のことは理解されているというふうに思います。ですので、子供たちや先生たち、十分、声を聞いていただきながら、急激に変わる、この時代に応じた整備を、今後も一層よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、佐用チャンネルの放映の時間もありますので、再開は午後1時とします。

午前11時31分 休憩

午後01時00分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

6番、金澤孝良議員の発言を許可します。金澤議員。

〔6番 金澤孝良君 登壇〕

6番（金澤孝良君） 6番議席、金澤です。

私は、今日は2点、質問したいと思ひます。

旧利神小学校の貸付け後の状況はと、保育園の現状と今後はでございます。

1点目、旧利神小学校跡地利活用については、昨年9月議会で株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー、以後JIA社と呼ばせていただきます。に、決定、可決したところでございます。

決定時の事業として、①早生樹、ユーカーリの育苗及び植付け。

②つ目、町内及び近隣の企業・団体向けのシェアオフィスの運営。

③太陽光発電及び蓄電設備の設置に向けた準備。

④番、将来の林業を担う人材の育成・訓練に向けての調査・研究。

この4項目を受け、9月議会で賛成多数で可決したところでございます。

そして、今、実行に向けて、JIA 社は計画的に進められているところだと思いますが、早生樹、ユーカリの植栽について「西播磨の環境・景観を考える会」の団体が下記の要求をされ、佐用町としての考えや、今後の施策について、文書によって、丁寧な回答を出されているようですが、その内容や対応について質問をしたいと思います。

①点目、ユーカリの大規模植栽を回避することについて。

②つ目、事業計画（案）を開示することについて。

③つ目、共同事業の枠組みを明確化することについて。

の以上であります。もう1点私たち議会にも慎重に審議することを求められております。これについては、これからも真摯に対応をしていきたいと思っております。

なお、私の質問を提出後に、西播磨の環境・景観を考える会の方々から町長宛てに再質問をされたり、また、3月3日には、町民を対象に勉強会を開催されております。

町においては、3月8日に、森林整備に関する説明会を、町民対象に開催されておりますので、再質問の内容については、同じような事項になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金澤議員からの旧利神小学校の貸付け後の状況と、また、ユーカリの植栽についての質問をいただいております。順次、お答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、この問題についても、佐用チャンネルを通して、町民の皆さんも、関心を持って見ていただいていることと思っておりますので、ちょっと、時間は長くなりますけれども、詳しく、丁寧にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、周知のとおり、旧利神小学校跡地活用事業につきましては、昨年9月の本会議におきまして、学校跡地等の株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーへの5年間の無償貸付けについて議決をいただいたところでございます。

また、学校跡地の用途についても、議員ご発言のとおり、①つに、早生樹の育苗及び植付け、②つ目に、町内及び近隣の企業・団体向けのシェアオフィスの運営、③つ目に、太陽光発電及び蓄電設備の設置に向けた準備、④つ目に、将来の林業を担う人材の育成・訓練に向けての調査・研究等の4つの目標を掲げて、この事業について、それぞれ、実施に向けての準備を進められているというふうに思っております。

その中でも、具体的に、まず、計画を進めている事業といたしましては、まず、①番目の早生樹の育苗に係るもので、1月の全員協議会でもご報告を申し上げましたとおり、グラウンドの一部に育苗ハウス4棟、約1,000平米程度を建設されようとしているところでございます。また、その後の検討により、育苗の効率化ということで、播種及び育苗を室内でできないか検証するため、教室内に実験設備を設置をする準備も進めているというところでございます。

次に、西播磨の環境・景観を考える会からの要望についてでございますが、町では、森林ビジョンに基づき、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を重視した新たな森づくりの展開の1つとして、早生樹施業を研究し、検討していきたいということは、機会あるごとに、皆さんにお伝えをしているところでございます。

木村氏が代表を務められる西播磨の環境・景観を考える会からの要望書には、「ユーカリの大規模植栽は防災上、環境、生態系にリスク・脅威をもたらし、火災が発生しやすく鎮火が困難で集落周辺への脅威となり、また、ユーカリは根が浅く地面を固める能力・保

水機能が低く土壌流出、洪水被害のリスクを生じさせます」との記載がございます。

これらの見解は、どのような科学的根拠に基づくものなのか不明ですが、私ども、国立大学法人東京農工大学の専門の先生方に確認させていただいている範囲においては、全くそのような事実がないことを、科学的かつ数値的に説明をしていただいております。

その先生方の見解について、この会の結成前からの世話人と申される方を通じて、丁寧に、多岐にわたる項目にわたり、何度も回答をしてきたところでございます。

しかし、それでも、なお、事業中止を求めて、議会への請願を出すということで、署名活動がなされてきましたが、その署名書のビラにも、大学の研究者の方からの丁寧な回答については、全く無視をして、ユーカリが防災上、また、環境や生態系にも脅威をもたらすことが明記されており、町民の皆様方が非常に不安に思われて、私に直接、電話や、また、農林振興課のほうへも何人かの方が出向いて来られて、いろいろと心配をされておりますが、その方々たちに対しましては、そうした大学の先生方の説明について、見解について、説明をすれば、その方たちは安心していただけたということではありますが、そのビラを見られて、署名をされた多くの方が不安や疑念を持たれているというふうに想像がされますので、先般、3月8日に東京農工大学の船田農学部長、吉田副学長に、東京からお出でいただき、また、リモートで、長年ユーカリ等も研究されてきた戸田教授、浅田教授にも出席をいただいて、そのユーカリの長年の研究されてきた学術的見地から分かりやすく説明をいただき、署名活動のビラに書かれたような事象は、日本で起こる心配は、ほとんどないということ、皆さんにご理解をいただけたというふうに思います。

環境や景観を考えることは、私も非常に大切なことであろうかと思っておりますが、それは、西播磨地域だけの狭い範囲での環境を考えるということではなくて、これだけ地球温暖化の問題が深刻になり、世界各国で温暖化防止のための取組がなされているわけですから、私たちも、そうした問題を考える時に、正しく、また、科学的に研究データの根拠を持って議論するのが、当然ではないかというふうに思います。

考える会の方々も、少なくとも、これまで私たちの地域で長年にわたって、大規模に植林してきた杉・ヒノキに比べて、どうユーカリが危険な樹木なのか。そういう危険性があるのであれば、実例や、また、根拠を明らかにして、署名をしていただくというのが、町民の皆さんへの責任ではないかというふうに思っております。

署名書のビラには、ユーカリは油分が含まれ、可燃性が高く、強く、火災が容易に発生しやすく、鎮火が困難なため、周辺集落への脅威となり、また、ユーカリは根が浅く、地面を固める能力、保水力が低く、土壌流出、また、洪水被害のリスクを生じさせるなどと書かれておりますが、これを、そのまま読まれた方は、特に、樹木に、山等に詳しくない、ほとんどの町民の皆さんは、不安に思われるのは、当然のことと思います。

しかし、大学の研究者の方の説明をいただいて、ほとんどの方は、そうした心配がないというふうに理解をしていただけたのではないかというふうに思います。

ユーカリは、杉やヒノキと比べて、油分は杉と同じくらいであり、ヒノキのほうが、もっと多く、オーストラリアなどでの森林火災は、その土地の乾燥が原因であり、杉やヒノキをオーストラリアに持って行けば、ユーカリと同じように火災が起き、なかなか消火ができないということで、要するに、そうした火災等が発生するのは、その土地の環境の問題であり、ユーカリが持っている危険性ではないということも説明をいただきました。

日本のような気候では、そうしたことは考えにくいということでもあります。

また、根が浅いということを挙げておられますが、杉やヒノキと比べて、同じか、逆に、それ以上に根は深く入ります。

特に、今の日本で植林してきた杉林、杉の根等は、ほとんど深く根が入っておりません。そういうことで、ああした豪雨による雨によって、山が崩れたりする原因にもなっている

わけであります。

そういうふうに、ユーカリが特別に土壌を流出させるようなリスクが高いなどということはないということ。そういうことも、説明をしていただいたわけでありますので、そうした考える会の皆さん方も、科学的に、また、学術的に実例的に、正しく理解をしていただき、ぜひ地球の環境問題、大きな地球環境問題として、これから取り組んでいただければというふうに思っております。

ここで、もう一度、改めて、なぜ、町として、早生樹施業に取り組んでいるのかということについて、説明をさせていただきます。

これまで、森林行政に関する議論においても、何度も申し上げておりますが、現状の佐用町の山林は健全な山林と言えるのか、ということでございます。

町域の8割を占める山林のうち、半分の約1万2,000ヘクタールが杉・ヒノキの人工林です。これらの人工林の管理状況というところ、令和元年に実施いたしました森林所有者へのアンケート調査結果では、8割近くの方が何もしていない、いわゆる放置された状態にございます。そのため、木と木の間隔が狭くなり、枝葉にさえぎられて日光が地表まで届かず、その結果、下草が全く生えない状況になっております。雨が降れば水は地面に染み込まず、山の表面を流れ、その時に土砂も一緒に流れ出しております。また、木々も日光を求めて、上へ上へと成長するため、幹は太らず、根を張ることもできませんので、風が吹けば曲がったり倒れたりします。倒れた木の根元が雨に流され、水が流れ込めば、地表ごと土砂の崩壊が発生し、いわゆる災害に弱い、悪循環の山になっているのが現状であります。

この状況を改善するため、国の補助金を得て間伐事業を中心に、現在、森林整備も進めているところでありますが、いったん、このような山の姿になってしまいますと、間伐をしても、すぐに下草が生え、温暖化ガスであるCO₂の吸収をして幹が太り、強靱な根を張るといような山になるわけではありませぬので、そう簡単に、環境に役立つ強い山にすることはできません。

現在の森林環境を改善するためには、主伐再造林と言いますが、全ての木を切り、新たに植えるという森林の再生、若返りが効果的でありますので、これを実施したいというところでございますが、木材価格の長期的な低迷に加え、人件費をはじめとする造林費用は高騰しておりますので、新植から保育に係る過去の投資に対する採算は取れず、さらには、在来の林業、いわゆる杉やヒノキを植えてから伐るまでに50年以上を要する超長期的な事業に投資するという森林所有者は、ほとんどおられません。

そこで、これらの問題を解決するための方策の1つとして、林業従事者の恒常的な仕事の創設ができ、地球温暖化の防止にも貢献をしながら、投資に対する回収期間の短い早生樹による短伐期施業を模索しているところでございます。

このような中、旧利神小学校の跡地活用をきっかけに、早生樹施業に対して投資していただける事業者として株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー、JIA社と言いますが、その企業に参画をいただくこととなったわけであります。JIA社におかれましては、令和3年から国立東京農工大学と「カーボンニュートラルと林業再生」の実現を目指した共同研究を開始をしておられ、既に、全国各地で実証実験に取り組んでおられます。

昨年には、愛媛県や島根県など、全国8か所で試験植栽が実施され、そのうちの1か所が佐用町であります。

そのため、佐用町での取組に対しても東京農工大学のサポートを受けることができることとなりましたので、事業化を目的に、産官学の共同事業として調査・研究を進めているところであります。

また、環境面では、地球規模で温暖化が大きな問題となっているところでありますが、

その温室効果ガスの吸収源として、森林資源は大きな役割を担っております。現状の森林においても、一定の温室効果ガスの吸収は行っているわけでありましたが、老朽・高齢化した樹木の吸収量は低下していきます。新たに、木を植えることにより、若い木がグングンと成長する過程で炭素を蓄えれば、さらに吸収量は増加し、効果は相当増大してまいります。これは、地方の小さな自治体だけで実施しても、地球全体に対する効果は、それは僅かなものか分かりませんが、国全体で、こうした取組をしていくことで、大きな効果が生まれるわけでありまして。そうした取組について、林野庁に対しても、現在、私、直接、いろいろと働きかけているところであります。

佐用町としても、国に先駆けて取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

そこで、改めて、西播磨の環境・景観を考える会の請願についてでございますが、①点目のユーカリの大規模植栽を回避することについては、どの規模をもって大規模とおっしゃっているのか不明であります。町内の森林の全てにおいてユーカリを植栽するわけではございません。

例えば、ユーカリを2メガクラスのバイオマス発電所への燃料として安定供給を持続的にしようとするれば、約800ヘクタール程度の植林が必要になるろうということ为例示はしておりますが、それでも、この面積は、町の森林面積の3%にしか当たりません。これを大規模というかどうかは、個人の受け止め方によると思いますけれども、東京農工大の先生方から説明をいただいたように、ユーカリだけを取り上げて防災上、環境、生態系リスク・脅威をもたらし、火災を発生させ、土壌流出、洪水被害のリスクを生じさせるというものではないということをお分かりをいただけたというふうに思います。

さらに、署名書のビラに書かれたユーカリのリスクについて、ユーカリは根が浅いというふうに言われておりますが、その種類にもよりますけれども、一般的に杉やヒノキと同等か、また、それ以上に、しっかりと根は張ってまいります。

また、環境面においては、ユーカリの持つ毒性を危惧されているかと思いますが、在来の植物にも、それぞれ強い毒性を持つものがあることはご承知のことと思います。この物質はシアン化合物で、リンゴやウメなどの種子にも多く含まれておりますが、それらよりも含有量は少ないため、環境に影響を及ぼすとまでは言えず、タガメが死んだり、河川を流れて海洋汚染に至るようなことは、全くございません。また、杉やヒノキは花粉症の原因となっておりますけれども、改植によって、これら花粉の発生源も減らす効果もあります。

また、油分が多いため火災を引き起こすとのことではありますが、先ほども申し上げましたように、油分は杉と同等で、ヒノキよりも少なく、オーストラリアでの森林火災が多いのは、高温乾燥の気候が要因となっておりますので、日本の気候では、そのような現象の発生は考えにくいということでありまして、自然発火することはあり得ないということでもあります。

土壌流出に関しても、造林を適正に行うことにより、林内に光を入れて、下層植生を多様にさせることで、表土流亡のリスクを低減させ、生物多様性の実現を目指していきたいと考えておりますので、現状の杉・ヒノキの林、山林よりもより環境が改善できるものというふうに考えております。

次に、②点目の事業計画案の開示ということについてであります。これまでも申し上げておりますとおり、JIA社も、現在、樹種の、たくさんユーカリも種類がありますので、その樹種の選定から植栽適地の模索等、研究や実証実験の段階にあり、まずは、ユーカリが環境を破壊したり、災害を起こすような危険な樹木ではないこと、杉やヒノキなどと変わらないことを反対されている方々にも認識をいただくことが、まず、先決じゃないかと思っております。

その後、どこの山に、どれだけ植えて、植栽をしていくのか、それは、育成した後の活用方法などを、安定的な出口をしっかりとつくらなければ、持続可能な事業とはなり得ません。

そのため、研究や実験と並行して、出口づくりを考えるなど、段階的に事業を進めて行かれるものと思いますので、今後の、そうした進捗を見ながら、適時、また、町民の皆さんにも、ご報告もさせていただきたいというふうに思っております。

次に、③点目の共同事業の枠組みについてでございますが、近々、佐用町と東京農工大学、JIAの産官学の3者で、町内において、ユーカリ等早生樹を植栽し、植栽適地、保育管理方法を検証しながら、早生樹施業という新たな林業システムによる森林の再生を進め、循環型林業の展開、持続可能な林業経営の推進、森林の保有する多面的機能の発揮及びカーボンニュートラル社会の実現を目指すことを目的に、それぞれ3者の役割を明記した「早生樹を活用した新たな森林再生の取組みに関する協定」という形で締結をさせていただく予定であります。

取組事項としては、佐用町の山林の再生のため、ユーカリ等早生樹へ更新すること及びユーカリ等早生樹の育成のため、新たな林業システムの確立と施業の効率化を進める手法を開発し、実践するため、JIA社が造林者として造林事業を行い、東京農工大学が技術指導を行うというスキームを協議しているところでございます。

繰り返しになりますが、佐用町の荒廃した森林を再生し、カーボンニュートラルの取組にも行政としての責任を果たしていくことを目指した早生樹施業への取組でございますので、議員各位はもちろん、町民の皆様方にもご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げて、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、金澤議員。

6番（金澤孝良君） 非常に丁寧なご説明をいただきました。

その説明は、僕が、質問させていただいた内容につきましては、おそらく、環境・景観考える会の方の出された質問内容だと思うんですけども、このことについて、丁重にご返事を出されたということ、今、言われたように思うのですが、それは、ご返事に対してのご返事といいますか、快い承諾をしましたとか、そういったような返事はどうでしたのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 丁重にということではなかったか分かりません。

丁寧には、担当課で回答をさせていただいております。

ですから、このユーカリに対する疑問について、文書で懸念されることに対して回答をくださいということでもありますので、ですから、先ほど、ずっと申し上げてきたような、ユーカリが特別なものではないということも、研究者の立場から回答をさせていただいたわけです。

ただ、先ほども申し上げましたように、そうしたことに対して、今回の、その後の、署名を求められる、その署名書のビラに書かれていることを見ると、全く、言葉は悪いかも

しれませんけれども、聞く耳を持たないというような、それを無視したような内容であれだけのことが書かれたということになるかと思います。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） 僕も、ちょっと、時系列について、はっきり、道順立てて質問すればいいんですけども、ちょっと、十分にコミュニケーションも取れていないところがありまして、時系列になるかどうか分かりませんが、この考える会の方も、森林の再生を進め、循環型林業の展開、持続可能な林業経営の推進、森林の保有する多面的機能の発揮を目指すことには賛同いたしますと、森林開発については、一緒に、一緒にいうことじゃないですけども、やったらいいですよということなので、そのことについては、町当局も荒れた森林を直していくのだということについては、僕、特に反対はないと思います。

ただ、大規模植栽ですはね、それが、今、町長が言われましたように、大規模植栽が、どの程度なのかというところまでの、はっきり詰め込んだ話は、私のほうも、ようしていないんですけども、大規模が駄目だったら、じゃあ、東京ドーム1個で5ヘクタールだったかな、東京ドーム1個、野球場1個が大体5ヘクタールぐらいらしいですけど、それぐらい、それぐらいだったらいいのか、東京ドーム3つだったらいいのかということまでの突っ込んだ話というのが、できているのかどうか。そのぐらいだったらいいじゃないかなというふうになったら、歩み寄りという言い方悪いですけども、和やかに、いろんな意味で、話は進めて行けると思うんですけども、そこは、どういったような状況なんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） あの、何ヘクタールが大規模か、そのへんは個人の考え方、見方で違うと思うんですけども、普通、少なくとも、新たに、全く新たに、そうした植栽、森林に、いろんな木を植えていくというんじゃないかって、現在、本当に戦後と言いますか、昭和30年代、40年代、50年代の初めにかけて、佐用町内で、これだけたくさんの杉やヒノキ、植林がされてきました。その面積は、先ほども申し上げましたように1万2,000ヘクタールという規模になっています。森林の持っている面積の半分です。これは大規模でしょう。

だから、それと比べて、普通、一般的な常識の中で考えていただければ、例えば、800ヘクタール、それも1か所に植えられるわけじゃありませんし、点在する中で、植林をしていて、問題がそんなに起きるということ、そりゃ、ユーカリそのものが、皆さんが言われるような危険性を持ったものであるのであれば、それは、少なくとも、それが1ヘクタールでも2ヘクタールでも問題が起きるかもしれません。

ただ、杉やヒノキと比べて、何ら、同じ地球上で、太陽光の光を浴びて、光合成をして、地球環境をつくってきた、そうした樹木です。何ら、変わらないということであれば、じゃあ、杉やヒノキを植えてきた時に、大規模だと、それが問題があったか、地域の皆さん方が心配されたか、そんなことはないわけですから、それは、常識の範囲で、やっぱり考えるべき数値で、幾らがいいとか、幾らが駄目だという問題ではないというふうに思います。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） ただ、あの、はい、分かりました。

その問題じゃないかとは思いますが、ただ、どのぐらいだったらいいのかという話はね。話の中では、全く、僕、駄目だと言われているような気もしないでもないんですけども、それは、分かりませんが、ある程度、これぐらいだったら、実証実験ぐらいだったらいいんじゃないかとか、そういったような細かい話ができているのか、できていないのか、ただ、文書だけのやり取りで、なかなかコミュニケーションというのができていなかったら、その、ただ、文書だけだったら、お互いに固いこと、きついこと、書けるとは思うんですけども、そこらあたりの状況は、担当課長としては、どういう状況なんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 規模間についてなんですけれども、8日の説明会の時に、東京農工大学の先生方からは、大規模に植栽することで、アレロパシーを引き起こすとかっていう可能性がある。

ただ、それは数万ヘクタールぐらいの規模であろうということは、その説明会の時に、はっきりおっしゃっていただいております。

今回、佐用町で実証実験しようとするのは、本当に、来年で5ヘクタール程度で考えております。

本当に、町長、申し上げておりますとおり、それを大規模とみるか、小規模とみるかは、個人の感覚とか、林業に携わっておられるか、全くおられないかということでも、受け止め方は、変わってはくるとは思うんですけども、ただ、もし、ユーカリの性質が、考える会の方がおっしゃるような、本当に環境に悪いものであれば、当然、行政として、そんなものを植栽するわけにはまいりませんので、そういったことがないという指導の下で実験もしてまいりますし、実験を通して、それらを検証して、安全を確認して事業を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） その中で、先ほど、ちょっと、言いましたけど、ひざを突き合わせてというか、デスクで、そういった細かい話も含めてされたことはあるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、考える会の方、当時は、まだ、そういう会ではなくって、世話人という形で、代表者の方にお越しいただいていました。

その時に、文書を持って、数ページの意見書をお持ちいただいて、手渡しで、一番最初はいただきました。その時に、いろいろとお話したかったんですけども、なかなか具体的な話にならず、意見書の内容も確認もできておりませんので、その時は、挨拶程度で終わらして、回答は文書でさせていただきました。

さっきも町長が答弁申し上げたように、回答では、具体的に東京農工大学の先生から、ご指導いただいた数値なり根拠を示して、回答させていただいたわけなんですけれども、その後、再び、意見書なり再質問状が、今度は、郵送で送られてまいりました。

内容はと申しますと、私どもが回答した内容に対しての回答ではなくって、当初の抽象的な感情的なご意見が、同じような内容で出されてきたということで、それからは、もう文書のやり取りがほとんどでございまして、なかなか膝を突き合わせて、お話する機会はございませんでした。以上です。

[金澤君 挙手]

議長（小林裕和君） はい、金澤議員。

6番（金澤孝良君） 同じ町内で、ああだこうだいう言い方悪いですけども、これは町が進めているのは、こうだけれども、私たちは反対しているというようなことを、文書でやったら、後で残るといふことにはなると思ふんですけどもね、私も、質問の文書と行政側の答えの文書ではね、読んでみました。やっぱり、文書だけですと、やり取りの歯車があつてないようなところもあるような気がするんですよ。やっぱり、小さな町の小さな団体、1つは行政側と団体なんですけれども、お互いにコミュニケーションということを書いて話せば、ある程度、ある程度は分かる。それ以上、分からなければ決裂ということにはなるんですけども、こういう小さな町で、そういう決裂ということがあつてはなりませんのでね、やっぱり話し合いは、もっともっと大事にしていくべきではなからうかなと思ふます。

先ほども言いましたように、森林を再生するということについては、どこの団体であろうが、佐用町の森は荒れていると思ふますのでね、かつちりとやっていかななくてはならない。それはもう、町長もおっしゃったようにそうですし、町は適切に、私も、両方の勉強会、考える会のほうは、南光であったのは勉強会にも参加させていただきましたし、町が主催の森林を整備する会、3月8日の日にやってもろたの。

で、町の説明については、本当に十分に分かりました。それで、ユーカーが幾ら、この規模ぐらいただつたら、全く問題ないと、根拠をもって東京農工大学の先生が言われたとおりにだと思つております。

ただ、考える会の方の文書を見ますと、神戸大学名誉教授というような書き方でしてあるんですね。神戸大学と言へば、関西地方では1つの名門校と言いますか、どういったらいいのかどうか分かりませんが、しっかりした大学、その学校の名誉教授が言われているということに対して、考える会の方は、いや、その先生らのいうことが間違いのないという信念を持って話をされているんだと思ふますのでね、東京農工大学か神戸大学名誉教授かということになるかと思ふんですけども、そこらあたりも、やっぱり、お互いに、両方が話し合いながら、話を進めて行くべきではないかと思ふんですけども、そこらあたりの信憑性というものは、僕は、町長の説明で十分分かるんですけども、町長は、そこらあたり、どういふような格好で思われているのかお聞き、質問が、非常に申し訳ない質問になるんですけども。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうしたことを研究されている方々、これは全国にも、そんなにたくさんはいらっしゃらないと思うんですけれども、大学、また、国立、私立の大学も、いろいろと農業関係、林業関係もあると思います。どこの大学が上で、どこの大学が、そうした問題に対して、一番よく研究されているかというところまでは、それは当然、そんな大学によって変わる、それぞれ、こちらがランクをつけるというような、失礼なことではできませんし、そんなことはないと思います。

ただ、やはり、どこの大学であろうが、長年、やっぱり研究をしてきた成果というのは、ちゃんと、研究論文として書かれたり、研究の成果として、ずっと続けて、学術的に研究をされているわけですから、だから、そういう意味で、今回のそうした説明についても、東京農工大という、その農学部長、また、浅田教授や戸田教授なんかは、30年以上もユーカリについても研究をされてきたという方が、そのデータを、研究をもってお話をいただいたわけです。

ただ、それに対して、神戸大学の、今、言われる、議員が言われる神戸大学の先生は、何の専門ですか。それぞれ、同じ大学の先生でも、全てのことが分かっているわけではありません。森林、また、ユーカリ、林業、こういう面での、やっぱり、長年、その方も真摯に研究をされてきた結果、ユーカリが、それだけ考える会が言われるような問題をはらんだ危険なものだと言われるんだったら、それはそれで、やっぱり、ちゃんと、真摯に、また、逆に耳を傾けて検討しなきゃいけないし、東京農工大の先生方も、そうした問題については、改めて、自分の研究として、これは再検討をされると思います。学者というのは、そういうものだと思います。

神戸大学の名誉教授なんて名前だけでね、なぜ、そんなことを言われるのか。そりゃ、昆虫学は専門かもしれませんよ。私、そのことを言っておられるんでしたら。間違っていれば、申し訳ないですけども、佐用におられる、関係されている、神戸大学の名誉教授と言われれば、私は、その昆虫学の先生しか知りませんので、その先生が、昆虫が絶滅するとか、影響があるんだと、そういうものが、先生そのものも、しっかりと根拠を示して、データを示して、やっぱり発言すべきであって、ただ、そういうふう思うんだというようなことで、大学の先生、学者が、そういう意見を言われるというのは、これは非常に学者として、私は、名前は神戸大学の名誉教授かどうか知りませんが、逆に、私は、信用できないというふうに思いますし。

ですから、もしね、そういうことで、ほかの方々、そういう方がいらっしゃると思うんだったら、私どもは、精一杯、そういった専門の、あれだけの先生方に来ていただいて、説明をしているんですから、それが、全く違うんだと言われるんだったら、そうしたことを言われる方々を、やっぱり来ていただいて、それは考える会の方の、今度は責任です。考える会の方が、やっぱり、ちゃんと、その方、そういう先生に来ていただいて、また、同じような説明会を自分たちでされるべきなんです。それは、考える会の方々の、これは責任だというふうに思います。

[金澤君 挙手]

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） 神戸大学の名誉教授さんって、私をご指名したわけじゃないので、町長、私に言われたって、どこまで信用できるかというのは、言い切ることができません。

ただ、この考える会の方が指摘されているのが、神戸大学の名誉教授だということで、ご理解をおいていただければと思います。

やっぱり、どちらもバトル形式で、これからやっていきますと、非常に問題、ややこしくなっていくと思いますので、やっぱり、窓口、お互いに窓口の担当者というのはあると思いますので、やっぱり話を十分にしながら、幾らだったらいいのか、ちょっとだったらいいのか、少しでも駄目なのか、そこらあたりのお話も、きっちり、私は、言われたように、膝を突き合わせて、本当にやっていかなければ、逆に、町のとおりに進んでいかれたとしたら、逆に、この考える会の行動のほうが大きく、僕は、なっていくような気もするような気がするんですけども、やっぱり折れるとか折れないとかじゃなしに、話し合うということは、非常に大事なことでなかろうかなと、私自身、思っています。

やっぱり、そのことをやっていくということで、話が前行きになると思うんですけども、そこあたり直接交渉をされている担当の方も非常に大変な仕事だとは思うんですけども、JIA 社と、今、試験中なので、面積がどうのこうのと言える時期ではないかと思うので、やっぱり、この時期にしっかりと、私は、話をしていくほうが、話はしやすいんじゃないかなと思うんですけども、そこは、担当者としては、どうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 考える会の代表の方が、別件に農林振興課のほうにお越しいただいた時に、私、二度ほど、お話をさせていただきました。この件に関して。

我々の回答は、本当に回答の文書もご覧いただいていると思うんですけども、議員の皆さんには、丁寧に数字を示して、根拠も示して、お答えをさせていただいているつもりです。

その回答に対して、もう一度、納得できないところとか、まだ、不明なところがあれば、お尋ねいただければと思うんですけども、そういう言葉も添えて、お答えをしております。

にも関わらず、何ら、進展がない。議論が全く建設的にできていないということを、本当に代表の方にも言いました。もうちょっと、具体的に、お互いに話しましょうよということもお願いしました。

でも、その結果はというと、その署名活動を始められたり、我々にしたら、本当に、もう、でたらめな内容で署名活動のビラをつくられているというふうに思っています。何の根拠もない内容だというふうに認識しています。

なので、本当に、お互いに、直接、話しましょう、いったい何をおっしゃっているのが、我々にとっても分からない。とにかく反対。反対としか申されていないので、じゃあ、何に問題があって、具体的に、どういう問題があるかというのを明らかにしてくださいというお願いは、常々しております。そのことは、ご承知おきいただきたいというふうに思います。以上です。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） 私の質問時間は十分あるんですけど、質問時間はあるんですけども、経過時間のほうは、かなり経過しておりますので、あと2、3で切り上げたいと思いますけれども、いずれにしましても、この会の方の活動も、これから継続されるんじゃないかなと思いますし、当然、町のほうは、着々と、町が計画をすると言うよりも、JIA 社が計画に則ってやっていかれるんだと思いますので、これ、町長をはじめ、担当者の方の力を借りながら進めて行かれれば結構ですけども、これと同時に、やっぱり、こういった団体があるということを、十分に認識はされていると思うんですけども、さらに、話し合っていこうじゃないかというような雰囲気づくりは、私、個人的に議員としても、仲裁するというほど大げさじゃないんですけども、中に入りながら、両方のご意見なんかを調整しながらやっていきたいとは思っていますので、やはり、意見を穏便にという言い方、非常に悪いですけども、やっていきたいなというふうに思うんですけども、町長、いかがでしょうかね。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私ども、全く、面識のない方でもないし、そういう課題について、一緒に話し合うというのは、これは、当然、私も努力もしています。そうした方のメンバーの方にも、直接会って、どうしてという話も、よく分かっている、林業について、よく分かっている方とも話もさせていただいたりしました。

ですから、今後とも、少なくとも、これは、私どもが説明させていただいたり、ああした説明会したり、いろんな努力もしている。それは、やはり、ちゃんと、理解をして、了解していただくことは、それは、それで、皆さんの考える会の方のほうも、そういう気持ちでやっていただかなければ、話ができないわけです。

それと、同時に、議員の、金澤議員も中に入ってどうの、できるだけ、穏便にというような言葉ですけども、みんなが理解して、やっぱり、町の今の状況、森林を何とかしていかなきゃいけないというのは、これは誰の思いなんですから、だから、その分については、それはもう、議員としての努力もお願いしたいと思うんですけども、ただ、金澤議員にもお願いしますが、やはり、どちら側の言うておることも分かるというんじゃないかなって、私どもが、ちゃんと説明したことは、やっぱり議会議員の立場としても、ちゃんと、皆さんにも、これはそうでしょうと、こういうことは、やっぱり、皆さんも言っていることが違っているんじゃないですかという、明らかなことは、そちらのほうにも、ちゃんと、議員として伝えるという努力というんですか、責任は持っていたきたいなというふうに思います。お願いします。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6 番（金澤孝良君） 最初に言いましたように、私も、可決しました中で、賛成多数の中で、挙手、自信を持って手を挙げております。町長。

そやさかいに…ごめんなさい、実行していただくということで、認識はしています。

ただ、そういう団体がおられるということで、やっぱり話をしていきたいというふうに思っているわけなので、ぜひ、これからも平行線をたどるんじゃないしに、近づいていく対話をしたいという思いを言わせて、このことについては、再質問を終了したいと思います。

もう1点、手短かにやっていきたいと思えます。

保育園の現状と今後はということで、保育園の統合も順調に進んでまいりましたが、その後の状況についてお尋ねいたします。

統合後、園児の通園については、各保育園共に以前より通園バスの乗車時間が長くなっているように思われます。園児の朝の乗り忘れや降り忘れ等、全国で事象が発生していますが、佐用町ではそのようなことはなく適正に行われていると思えますが、そのなぜ、うまくやれているのかという対策についてのことをお尋ねいたします。

また、今後、平福保育園（利神保育園と訂正あり）の人数減少に統合も含めて、どのような考えをもっているのかの質問もいたします。

1つ、乗り降り時の人数の確認についての確認体制は。

2点目、平福保育園（利神保育園と訂正あり）の現状と、今後の方向は。

3、それから、保育士の人員配置の現状と今後の状況はどうなっているのか、お願いします。

議長（小林裕和君） 金澤議員、利神保育園を平福保育園と言われましたので、利神保育園で、こちらのほうで訂正しておってもよろしいですかね。

6番（金澤孝良君） すみません。どうも。はい。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金澤議員からの保育園の現状と今後はについて、お答えをさせていただきます。

佐用町の園バスの運行は、利神保育園、上月保育園、南光保育園、三日月保育園の4園で、添乗員をつけて実施し、3歳児以上の園児を送迎いたしております。

まず、乗り降り時の園児の確認ですが、自家用車が普及し、園バスを利用する園児は、1台につき多くて7人までと、今、なっております。園児がバスを利用しない時は、保護者からの電話連絡で園児宅に立ち寄らなかつたり、保護者の迎えを保育園で待たしたりしている状況です。

園バスを利用する園児が少ないので、添乗員と会話しながら通園をしていると聞いております。人数の確認は、園児が乗車する際に乗せた園児を確認しておりますし、降りる際には、チェック表を基に確認し、さらに、園児をバスに残すことがないように国が義務化した通園バスの安全装置設置基準に従って、今年度6月から7月に、全てのバス6台、全てに装置を設置いたしました。設置費用は104万円でしたが、これは全額、国の補助を得ております。

佐用町が採用した安全装置は、エンジンを停止させると、車内の一番後ろの天井に設置したブザーが鳴り、添乗員か運転員が車内の後ろまで行ってボタンを押して音を切るタイプのものがございます。また、バスは、ハイエースのワゴンタイプの車に子供用パイプ椅子が配置してありますので、園児がいたずらに隠れる場所もありませんので、人が車内の

後ろまで行くことで、確実に降車確認ができます。

次に、2つ目の利神保育園の現状と今後の方向はとのご質問でございますが、昨年、秋の園児募集で、利神保育園の5歳児クラスが園児2人になることが分かりました。5歳児クラスには、就学前の集団生活や協調性を養う上で、人数の多い環境で保育することが望ましいと考え、4月から利神保育園の3、4、5歳児クラスとなるお子様をお持ちの保護者に説明会を開いて、佐用保育園への通園をお勧めしたところ、4歳、5歳児の全員が佐用保育園への通園を希望されることとなりました。

このような対応を取らせていただきましたので、利神保育園と佐用保育園の統合は、来年度は実施をいたしません、園児数の状況によって近い将来に統合を議論すべき時が来るというふうに考えております。

しかし、現在、お子さんを生後8カ月から預かるようになっており、佐用保育園では2歳以下の未満児クラスは定員に達しておりますので、利神保育園の未満児クラスは、まだ、しばらく開設を続ける必要があるかと思っております。

また、南光保育園と三日月保育園では、来年度の園児の人数が10人を下回るクラスが見受けられます。昨年12月議会で、国が進める誰でも通園制度について議論しましたが、これから、さらに未満児の園児が増えることも視野に入れながら、統合の話は慎重に進めたいというふうに考えております。

最後に3つ目の保育士の配置でございますが、これまで3歳児は20人に1人、4、5歳児は30人に1人の保育士配置でございましたが、国の保育士の配置基準が厳しくなり3歳児が15人、4、5歳児は25人に1人となりました。佐用町の保育士募集では、応募が募集人数に届かない人材不足の状況でございますが、これは国全体が同じような状況であろうかと思っております。

このような中でございますが、佐用町においては、正規職員と会計年度任用職員の保育士を合わせて、国の基準を上回る保育士を配置し、担任には正規保育士を充てて、安全にお子様を預かれるようにいたしております。

少子化で町内の出生が1年間に50人程度となる中、中長期的に町の児童数の動向を予測して保育士を募集する必要があるわけでありましたが、現在は、未満児の園児が増加しており、例えばゼロ歳児には3人に1人の保育士を配置しなければならないことから、現在の保育士数を、当面は維持しなければならない状況となっているというふうに認識いたしております。

以上、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） 丁寧な説明を、これまた、いただきました。

バスもかなり安全装置を設備されて、非常にいい環境になっているということで、安心はいたしましたし、より運転手さんのほうも安全な通学状況で、安心されているんじゃないかとは思いますが、ただ、一番気になるのは、運転される方や乗車時と、降りる時の確認ですわね、幾ら安全装置がついても確認するというのが、非常に大事になってこようかと思っております。そこらあたり、我々も、今はしていませんけれどもね、現役の時代には、自分は何をしたか、何時頃何をしたかというのを丁寧につけていた時代もありましたけれども、特に、小さなお子様を預かる園児、園児を預かる運転手にとって、毎日の確認は大事だと思うんですけれども、そこらあたり、毎日、せっかく一生懸命しても、記

録に残っていなかったら、やったことにならないと言いますか、思います。記録には残されているような形跡は、毎日されているのでしょうか。ちょっと、分かりましたら。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

まず、議員おっしゃるように、バスの運転手につきましては、非常に毎日、健康管理と、それから、アルコールチェック、今現在、実施しながらしていただいております。

毎日の安全点検などございますけれども、おっしゃるように、今現在、安全装置をつけまして、バスのエンジンを切った時に、必ずブザーが鳴る。そのブザーを切るには、一番後ろ、後部座席まで行って切るというような状況になっておりますので、必ず全員、降りし忘れとようなことがないような状況になっております。

それと、添乗員がついておりますので、必ず人数の確認、乗せた人数、それから、降りた人数というものは、毎日、点検はしております。

そして、それもチェックをするように、1台1台につきまして、1回1回の乗車時、降車時にチェックをするような一覧表を設けております。それを、どの配車にも、バスにもしておりますので、そういったものでチェックをしているというような現状でございます。以上でございます。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） 確実にされているからこそ、何も、大きな事象が起きていないんだということを確認しておりますので、ぜひ、そういった点検は、後から見ることも大事ですけれども、本人がチェックするということが、確認の重要さになると思いますので、間違いなしに続けて行ってほしいと思いますけれども、これは小学校のマイクロバスでも同じようなことをされているのでしょうか。ちょっと飛びますけど。

議長（小林裕和君） よろしいですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 小中学校、スクールバスの運行をいたしておりますけれども、保育園のような、安全装置については義務化されておられませんので、装置自体はつけておりません。

ただ、後部座席に残っていないかという部分については、運転員のほうが確認をさせていただいておりますし、運転日誌等についても、きちっとつけております。以上です。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） 突然飛んで、すみませんです。

多分、小学生は、かなり自分で、さっさ、さっさ、歩きますので大丈夫だと思うんですけども、確認については、ひとつ運転手さんの責務としてやっていただくように、ご指導お願いしたいと思います。

それから、ごめんなさいね、僕が、ここに平福と書いておるであかな。

利神保育園なんですけれども、現状と今後の方向については、町長、先ほど、おっしゃったとおりなんですけれども、私の近所からも行っているんですけど、小さな3歳児未満というのかな、お子さんは、できるだけ車で行くにしても近いほうがいいのか、利神保育園は大事な存在になりますので、あと数年、何年間か統合は考えられていないということなんですけれども、できるだけ、少しでも長い間置いていただいて、人数が、本当にゼロに近い数字になれば仕方がないということもあるんですけども、できる限り、置いて、続けてほしいなということでございます。

3点目の保育士なんですけれども、退職される方が、結構、この4月にあるということ、ちょっと、お聞きしたんですけれども、それに対する補充が間に合わない、それを上手に回転という言い方おかしいですね、異動をしながら、補充をするためにやられるということなんですけれども、今、そんなに保育士のなり手が、本当にないんでしょうか。何か、一部によりますと、手当とか給与面も少ない割には、重労働というか、働く環境というか、時間が区切られているんだけれども、思ったようにさっといかないとか、いろんな要素があるようなんですけれども、何回、募集されても、本当に、定員割れ、この間は、応募者がなかったとかいうようなことを言われたんですけれども、毎回、そういった状況なんでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えします。

今回、募集をさせていただいたのは3名の正規の保育士を募集をさせていただいたところなんですけれども、合格は1名。合格はと言うよりも、応募自体も1名ということでした。

先ほど、金澤議員がおっしゃった、保育士の仕事の状況なんですけれども、私も妻が保育士ではありますが、やはり常に子供を見ているという緊張感と、お昼休みと言っても、やはり子供は、常にいるわけですから、決して、楽な仕事ではないというのは、十分、認識はしております。

ただ、保育士の給料が安いとか、よくマスコミで、皆さん、見られることあると思うんですけども、あれは民間の保育園等の処遇の話ですので、公務については、特に事務職と保育士で、何か差があるというようなことはございませんので、そのあたりについては、当然、それが、じゃあ、私たちの給料が適正かというのは、また、別の話なんですけれども、何か、そこに差があるというようなことは、ございません。

先ほど、利神保育園のお話、できるだけ長くというようなお話もございましたけれども、これも、やはり子供の数もですけれども、保育士の数、このあたりも非常に重要になってきますので、そのあたりも総合的に考えて進めていかないと、保育士も、やっぱり数がいないと、なかなか回っていかないと、そういう現状があるということもご理解をいただき

たいと思います。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） そういうことで、いろいろと詳しく説明していただきましたので、保育園の現状と今後ということについて、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長（小林裕和君） 金澤孝良議員の発言は終わりました。
続いて、4番、高見寛治員の発言を許可します。高見議員。

〔4番 高見寛治君 登壇〕

4番（高見寛治君） 議席番号4番、高見寛治でございます。

今回の私の一般質問は1点です。通告書に基づき、質問をさせていただきます。

この席からは、アフターコロナでの健康づくりの推進について質問をさせていただき、再質問については、所定の席から質問をさせていただきます。

令和2年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、地域社会に大きな影響をもたらしました。特に、感染の拡大防止対策として取り組まれた、3密の防止により、イベント、行事、地域や団体・グループでの活動が中止や規模の縮小を余儀なくされました。感染防止対策やワクチン接種、そして第1波から第8波の流行期を経て、令和5年5月8日には5類感染症に移行になりましたが、完全に終息したわけではありません。

これらの経験を踏まえながら、アフターコロナへの活動が動き始めました。今回は、その中の健康づくりの推進についてお尋ねします。

令和5年3月に策定された第2期佐用町地域福祉計画、令和5年度から令和9年度の第4章「施策の展開」の3「心穏やかに暮らせる地域づくり」で「地域で安心して暮らすために、健康であることが大前提となる。疾病予防のための健診の受診率向上への取り組みが必要。また、健康な食生活を送るための食育や口腔ケアなど町民の健康を支えて、健やかに暮らせるよう事業を進める」と記述があります。令和2年から始まったコロナ禍の3年間で、町民の皆さんの健康づくりへの取組が、変わらざるを得なかったのではないかと推測します。これらを考慮しての健康づくりの推進が必要と思われまます。

そこで、次の項目のコロナ前の令和元年度と、コロナ禍の令和4年度の実績についてお尋ねします。

- 1、要支援・要介護認定の件数。
- 2、健康診査・がん検診等の受診者数。
- 3、いきいき百歳体操の開設箇所数。
- 4、社会体育事業の実施事業数。

以上、4点、よろしくお願いをいたします。

議長（小林裕和君） はい、庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、高見議員からのアフターコロナでの健康づくりの推進についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員もご存知のとおり、新型コロナは昨年5月から感染症法上の分類が見直されましたが、以降、私たちの暮らしは、感染に注意を払いながらも、少しずつ日常を取り戻し、現在に至っております。

感染者数は、佐用郡医師会からの情報提供によりますと、直近では12月は75人、1月は170人となっております、2月も同様のペースで感染者数が報告されております。しかし、かつてのような爆発的な感染状況ではなく、今日まで推移してきております。

そうした中、現在も町内の医療機関の協力を得て、全額公費でのワクチン接種を実施いたしております。現在、実施している接種は、3月末で終了いたしますが、接種希望者も、一時に比べると大きく減少をしている状況です。そんな状況から、接種を希望する方は、おおむね接種を終えられたのではないかとというふうに考えております。

4月以降は65歳以上の高齢者を中心とした定期接種として、秋・冬に1回のみ接種することになるようではありますが、インフルエンザ等の他の感染症も含め、今後もワクチン接種や、手洗い、うがい等の基本的な感染対策の啓発とともに、アフターコロナでの安全・安心な暮らしの創出に努めてまいります。

それでは、さて、1点目の要支援・要介護認定の件数でございますが、令和元年度の要介護認定者数は1,579人で第1号被保険者の23.9%を占めているのに対しまして、令和4年度になりますと1,559人で24.0%と横ばいとなっております、新型コロナの大きな影響はなかったのではないかと考えます。令和5年度も、9月末時点のデータでの状況では、これまで同様に推移しており、24%前後になるものと推測をいたしております。

次に2点目の特定健康診査・がん検診等の受診者数についてお答えをさせていただきます。

まず、特定健康診査でございますが、国民健康保険による国の法定報告のデータによりますと、令和元年度は受診者数934人で受診率31.5%に対し、令和4年度は954人の35.0%となっております。その間のデータも合わせ見ると、若干ポイントを落とす年度もありますが、それは新型コロナの感染拡大に伴って、不要不急の外出を控え、健診の受診控えがあり全国的に減少したものであり、佐用町のみでの減少ではございません。こうした点を含め全体的に見れば、特定健康診査の受診率はおおむね改善傾向にあるというふうに言えます。

また、がん検診であります、胃がんは50歳以上、大腸がんは40歳以上、肺がんは40歳以上、子宮がんは20歳以上の女性が主な対象としておりまして、町が実施する集団健診と、医療機関等において個々で受診する個別健診を合わせて、がん検診等実施状況調査のデータをもとにお答えをさせていただきますが、まず、令和元年度においては、胃がんは受診者数711人で受診率10.3%、大腸がんは1,255人で17.4%、肺がんは1,459人で20.3%、子宮がんは587人で12.6%、乳がんは885人で20.5%となっております。

一方、令和4年度は胃がんが511人で8.1%、大腸がんが1,170人で17.7%、肺がんは1,356人で20.5%、子宮がんは581人で14.1%、乳がん736人で18.7%となり、胃がん、乳がんを除き、受診率はいずれも若干増加いたしております。その間のデータも合わせ見ますと、受診率が減少した検診もありますが、徐々に増加する検診もあり、コロナ禍が、受診を控える等の大きな影響を与えたとは言い難い結果となっております。

これらは、従来を受診勧奨と並行して、3密を回避するため、特定健康診査等の会場を町保健センターから、より広いさよう文化情報センターに変更したことに加え、来場者の受付時間の徹底と、健診会場への入場制限を行ったほか、こまめな消毒とアクリルパーテ

ーションの設置、また、積極的な換気等を実施してきたことが、効果があったものと考えております。

続いて、3点目のいきいき百歳体操の開設箇所数でございますが、令和元年では34教室が開設され、全ての教室が活動を行っていましたが、以降、少し自粛する教室もありましたが、継続して活動する教室も多く、令和4年度は40教室、全てが活動を行ってきております。令和5年度は、さらに1つ教室が増えて、41教室となりまして、活動の輪が広がるとともに、活発な自主活動が実践されていくことに期待をしているところでございます。

最後に4点目の社会体育事業の実施事業数について、お答えをさせていただきますが、まず、令和元年度では、町や体育協会等の事業を合わせて73事業を実施いたしております。新型コロナウイルスが令和元年度の後期で拡大し、年度終盤では、やむなく事業を中止せざるを得ない事態が続いたわけでありまして。

一方、令和4年度では64事業を実施し、元年度に比べて、少し減少しております。令和元年度同様、コロナ禍のため、多くの競技でやむなく中止するなどの活動の自粛が見られましたが、子供を対象としたスポーツチームが1団体増えて、その団体の活動が、大幅に減少を抑える要因となっております。

以上4点のご質問にお答えをいたしました。いずれにせよ、冒頭でも申し上げましたとおり、感染には十分注意を払いながら、人と人とのふれあい活動や交流の中で、豊かな日常生活を再構築するとともに、町民の皆様の心身の健康づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） 丁寧な答弁、どうもありがとうございました。

通告書でも述べましたが、コロナ禍の3年間で地域の皆さんの健康づくりへの取組や参加が停滞し、その結果、65歳以上の高齢者の方の要支援・要介護の認定件数が増えていないか。また、自分自身の健康状態を確認するための健康診査の受診件数が減っていないか。また、体を動かして健康維持、増進するためのいきいき百歳体操の開設箇所数や社会体育事業の事業数がどうなっているか、アフターコロナの健康づくりを、どう進めているかをお尋ねするために4つの項目について、お聞きをしました。

1つ目の要支援・要介護の認定件数は、ほぼ横ばいということで、コロナによる影響はなかったのかなと思われまして。

介護の認定は、65歳以上の方が、聞き取り調査と主治医の意見書で判定された支援・介護が必要になる状態のことを言います。

で、この中なんですけれども、令和4年度1,559人、令和4年度の介護認定をされた方の、もし分かればですが、男女別の要因というのを、取りまとめたものはあるのでしょうか。お尋ねします。

〔高年介護課長「ちょっと、お待ちください」と呼ぶ〕

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） 要因は、ちょっと、調べてはおりませんが、比較的、要介護の1が増えて、中でも割合が増えております。ですから、要介護1なので、それほど重症化ともなることもなく…、バランスとしては重症化で、男女の比率ですが、それも、ちょっと、今、手元に資料がありませんが、特に男性が、やっぱり何かと、何をしても参加者が少ないので、ちょっと、そのへんも、ちょっと、また、調べてみたいと思います。すみません。ちょっと、回答になっていませんが、以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） この認定をするのに、聞き取り調査と主治医の意見書というのがあったので、例えば、女性ですと、膝とか腰とか、下半身が弱くなって支援が必要になったとかいうようなことが聞きたかったんですが、また、要因別の内容が分かれば、佐用町の高齢の方の不健康になる傾向が分かるのではないかなということを考えて質問をさせていただきました。

次にですが、健康診査、がん検診の受診者数ですが、これも一時は下がったんですが、また、回復してきているということなので、大丈夫かなと思うんですが、この健診は、自分自身の健康状態を知る上で、とても必要な事業だと思っております。

いただいた資料で、令和5年度の案内チラシを見て、その一番裏面に健診結果の人数というのが、ちょっと、書いてありまして、それを見ますと、ここは全て、私、足し算したんですが、令和4年度の結果の状況が全部足し算しますと1,543人中、異常なしというのが23人なんです。要指導266人、要医療361、要医療継続893ということで、1,543人中1,520人、%で言いますと98.5%が異常があると言えばおかしいんですけど、何からの異常が認められるというふうに数字が書いてありましたので、この受診者の数字は国民健康保険の被保険者と後期高齢者の被保険者、それから、他の保険の被扶養者などの受診者数なので、町全体ではないですが、結果として、佐用町の傾向として捉えることができるのではないかと思います。

地域福祉計画の中にも、健診率の受診率の向上への取組が必要とあります。具体的なものは、何か考えておられますか。お尋ねします。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えいたします。

ご存じのように、特定健診のご案内につきましては、毎年4月広報において、全戸配布で申し込みのチラシ、先ほど、議員が紹介していただきましたチラシのほうを入れさせていただいております。

また、合わせまして町公式のホームページ、防災無線、それから、町公式のLINEですかね、そちらのほうにおいても周知させていただいているところでございます。

で、受診率向上に向けての対策というか、手立てとしましては、これまでも行っておりますけれども、会場までの交通手段がない方につきましては、さよさよサービスでありますとか、江川ふれあい号の利用助成を行いまして、交通手段の確保なども行っております。

また、期間中に1日、日曜日の受診日を設けさせていただいております、その日曜日においても、たくさんの受診をしていただいているということになっております。

それから、あと令和2年度、コロナの真っ盛りの時でございますが、コロナの多い時に対しまして、集団でというのが、なかなか出にくいという場合には、個別受診ですね、これも従来からあったんですけれども、町内の医療機関で受診可能な個別受診、これにつきまして、基本健診分の自己負担を無料にさせていただいております。

また、その期間を令和5年度からでございますが、12月から3月までと、3か月間の期間の延長も行ってございます。

また、未受診者の方につきましては、電話勧奨等も行いまして、受診をしていただくように推進をしておるところでございます。

こういったことも引き続き行いながら、感染予防も十分に行いながら、事業を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼いたします。

がん検診につきましては、がん検診についての受診率向上という形で、健康福祉課のほうで実施してまいっております。

がん検診のほうにつきましては、特定健康診査に併せて、がん検診、それから、肺がん検診、大腸がん検診、それから、前立腺がん検診を実施しておりますけれども、その項目につきまして、特定の年齢層に対しまして、受診勧奨として通知をさせていただいております。

その中に、申込用紙と、それから、がん検診の啓発になるもの、パンフレット等を入れさせていただきまして、受診の申込書と共に郵送をさせていただいております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございました。

いろいろ手を尽くして、受診率が向上されるようにされているようにお伺いしました。

個人が手を挙げて、受診しますって言わないと駄目なので、自分自身の健康状況を確認するのが、今後の健康づくりにつながっていくと思いますので、辛抱強くと言うんですか、続けて行っていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

地域福祉計画の中に施策1の健康づくりの充実、町の取組で、健康に関する情報提供の中に、「妊娠期から高齢期にわたるすべてのライフステージにおいて、町民が健康づくりに取り組むことができるよう、健康情報の提供に努めます」とあります。

要支援・要介護の傾向が分かり、2の健康診査で異常のある内容が分かれば、そうならないようにする対策を全てのライフステージにおいて健康教室とか健康講座で周知するようにはどうでしょうか。この取組について、何か、具体的なことをやっておられますか。お聞きします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

それぞれのライフステージについての健康づくりでございますけれども、例えば、母子保健事業を取り上げてみますと、妊娠期から乳幼児期にかけまして、それぞれの健診、それから、相談、それから、教室、いわゆる妊婦さんから乳幼児に関しては、それぞれ教室、それから、法的な健診と、それから、相談というような事業を行っております。

また、成人期におきましては、健診後の事後指導といたしまして、結果説明会と、それから、健康づくりの教室、健康セミナーといったものを開催して実施しております。

そして、高齢期になりますと、ポピュレーションアプローチといたしまして、介護予防事業というものを実施しているというような状況でございます。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） 情報提供は、とても大切なものだと思います。

最初に言いました要支援・要介護の男女別の要因というのが分かりましたら、65歳からだと少し手遅れかなというように思われますので、早い時期からの、そういうものに対応する教室とか情報提供というものがなくなるのではないかなと思ったりもします。

町民の方々には、いろんな情報を得て、具体的に体を動かして、健康づくりへの実践ができるような環境を、次にはつくっていく必要があるんじゃないかと思われます。

続きまして、いきいき百歳体操の開設箇所数ですが、令和元年度が34。それから、令和4年度が40。令和5年度で41ということになって、健康に、高齢の方に対する健康の意識というのは高いかなということが思われるんですが、この体操は、高年クラブを中心に健康づくりの実践に有効であるということで、町が推進してきた事業であると思っております。

自治会が、全部で130ほどあるので、41というのは、少し、私としては少ないのではないかなというふうに考えております。健康づくりに取り組む人を、これから増やしていくようにするためには、何か具体的な方法を考えておられますか。お尋ねします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えします。

今現在は、議員おっしゃったとおり41か所、3分の1にも満たない数です。

今後なんです、今後は、佐用町の高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生きがいや役割を持ち、自立した日常生活を送ることができるように、このいきいき百歳体操の、この基盤を発展させまして、通いの場づくりをしていきたいと、つくっていききたいと思っております。

いきいき百歳体操に加えて、脳トレですとか、ふれあい喫茶、これは、また、今後、お知らせをしていって、取り組みたい。地域づくり協議会ですとか、自治会単位で、高年クラ

ブ、そういった単位で、取り組みたいというところがありましたら、こちらからも、出て行って、普及を図っていきたいと考えております。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、高見議員。

4 番（高見寛治君） ありがとうございます。

地域づくりとか、自治会とか、いろんなどころで、いろんなどころを巻き込みながら、その地域を増やしていく、箇所数を増やしていくということは、とても大切なことだと思います。

それと、脳トレとか、ふれあい喫茶も一緒にする。こういうことで、楽しみながら集まって来れる。言われました集まる場をつくっていただくのは、とてもいいことだと思いますので、特に、積極的につくっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、社会体育事業の実施事業数なんですが、これは、やっぱり減少しております。で、社会体育事業は体育協会の加盟の種目協会の主催事業と、主催事業は、特に大会が多いと思うんですが、それとは別に町主催の事業があると思うんですが、令和4年度のそれぞれの実施事業数は分かりますでしょうか。協会の主催と町の主催というので、もし分かれれば、教えてください。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） お答えいたします。

令和元年度でございますが、令和元年度につきましては、種目協会 65。体協等が9。合計が 74。

令和4年度につきましては、種目協会が 56。体協のほうが8事業となっております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4 番（高見寛治君） ありがとうございます。

各種目協会の事業は、それぞれの団体グループが定期的に練習をされ、その練習の成果を試す大会が主なものだと思います。この団体グループが、去年の、私、質問させていただきました一般質問で体育協会の加盟団体、会員数の比較をしてもらっております。その時のお答えが、令和元年度から令和4年度にかけてですが、加盟団体が 67 から 56 ～ 11 団体の減少。会員数は 1,230 から 1050 に、180 人減少しているということ、教えていただきました。

定期的な練習をされている団体、グループ、人数が減少しているということは、健康づくりの活動にも大きな影響が出ているのではないかと思います。

この健康づくり活動の機会を確保するためにも、町主催の簡単に取り組める、例えば、ウォーキングですとか、ニュースポーツですとか、レクリエーションスポーツのような講

座、教室、大会というのが増えれば、このたび、新たに健康づくりのために、何かやってみようという人が増えるのではないかと思うんですが、これについては、どのようにお考えでしょう。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） 令和6年度につきましては、1月末に種目協会も合わせまして、年間計画の調整会議を行いまして、合わせて81事業となっております。

内訳としましては、71の種目協会の事業と、10の体協等の事業となっております。

議員おっしゃるように、健康づくりについてでございますが、近々、議員の皆様にも、お示しをさせていただく予定にしておるんですけれども、第2期生涯スポーツ推進計画、このたびのスローガンを募集いたしまして、「スポーツで 生涯もっと 生き生きと」というスローガンに決定いたしております。

そのスローガンのように、今後、ウオーキング大会、先ほど、言われましたですけれども、ウオーキング大会ですとか、昨年から実施しておりますアウトリーチ型の講習会を拡大しまして、健康づくりに資する事業の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

ぜひ、そういうふうに出リーチ型、積極的に取り組んでいただけたらと思います。

とにかく人数が減ってきております。それぞれの種目協会さんも継続することをしていただけることが、今後、また、健康づくりの人数が増えることかなとも思ったりもしますので、そういう面も横からのサポートよろしくお願ひしたいと思ひます。

第2期佐用町地域福祉計画の施策の1で、健康づくりの充実の中に「協働のとりくみ」で、町民の取組があります。要約なんですけれども、「自分自身の健康に関心を持ち、健康づくりの事業に参加したりする」「生涯を通じて望ましい食習慣を身につけ、認知症やフレイルを予防し、健康寿命の延伸に努める」「健康に関する情報を積極的に取り入れ、実践する」とあります。

アフターコロナのこれから、町民の皆さんが自分自身の得意な、また、経験のしたことのある種目団体やグループに参加、加入され、楽しみながら、いい汗をかいて、積極的に健康づくりに取り組めますよう、健康づくり事業の展開をお願ひしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（小林裕和君） 高見寛治議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後

3時10分とします。

午後02時46分 休憩

午後03時10分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡議員。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席の日本共産党の平岡きぬゑです。私は、2項目について、質問を行います。

この場からは、1項目目の防災対策について、質問します。

今年、元日の夕刻、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7の大地震が発生しました。石川県の地域防災計画は、震源に最も近い地震の被害として死者7人、避難者2,781人などを想定していましたが、1月末現在、亡くなられた方は238人で想定をはるかに上回りました。住宅被害は、約4万5,000棟に上ります。その後、この人数や家屋の被害なども変化が起こっておりますが。

阪神淡路大震災から今年で29年です。この地震で亡くなられた人のほとんどが、家屋の倒壊による圧迫死や通電火災が多かったことが教訓として指摘されています。佐用町は、山崎断層帯が町北部を横断し、「将来活動する可能性が高い」評価対象になっています。命と暮らしを最優先にする対策の強化が求められます。そこで、次の点について町長の見解を問います。

①佐用町地域防災計画の更新は行われていますか。

②1981年、昭和56年以前に建設された旧耐震基準の住宅などの対応について、耐震診断・耐震改修等の進捗状況はどうなっていますか。

③危険なブロック塀の撤去と感震ブレーカーの設置状況はどうなっていますか。

④点目に指定避難所が「崩壊危険地に隣接するなど不安だ」との住民の声を聞きます。指定避難所の防災対策はどうなっていますか。

⑤点目、避難所運営は、ジェンダー平等の視点で、仕切や女性専用のスペースの設置など人権を守る手立てのために女性を加えた体制を整えるべきだと思いますが、実態はどうなっていますか。

⑥点目、二次避難所として、宿泊施設や公営住宅の活用をすることについては、どう考えられていますか。

⑦点目に、災害時にペットと一緒に避難する「同行避難」について、新聞などでも公表が行われておりますが、佐用町の実態はどうなっているのかを伺います。よろしくご回答ください。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からのご質問で、まず、防災対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今年、元日の夕刻、石川県能登地方を震源とする能登半島地震が発生し、石川県を中心に甚大な被害をもたらしており、現在も懸命な復旧作業が進められているところでございます。

また、地元兵庫県では、阪神淡路大震災から 29 年が経過し、本町においても、21 年水害から今年で 15 年となり、これまでも防災対策への取組を進めてきておりますが、今後も繰り返し、必ず発生をし、年々甚大化する自然災害に対して、万全な対策が求められるところでございます。

それでは、まず、①点目の佐用町地域防災計画の更新についてでございますが、本町では、昨年 2 月に防災会議を開催し、本町の地域防災計画「風水害編」及び「地震・大規模事故等編」の改定を行ったところでございます。本議会へは、昨年 4 月の全員協議会において、資料提供させていただき、本町の公式ホームページでも公表しているところであります。今後も、国の防災基本計画及び兵庫県地域防災計画の改定に応じ、適宜、更新を行ってまいりたいと考えております。

次に、②点目の昭和 56 年以前に建設された旧耐震基準の住宅などの対応について、耐震診断・耐震改修等の進捗状況はどうなっているかという点についてでございますが、地震による被害を最小限にするために、町では住宅の耐震診断・耐震改修に要した費用の一部について、補助を行っているところでございます。簡易耐震診断推進事業につきましては、令和 3 年度 11 件、令和 4 年度 17 件、令和 5 年度 15 件、また、住宅耐震改修等の補助につきましては、年間 1、2 件の実績がございます。

今年度は、7 月と 2 月の広報さようで耐震診断等の事業メニューについて周知するとともに、1 月 20 日に開催した佐用町防災リーダー研修会においても、参加者へ耐震化促進事業のパンフレットも配布をし、耐震化への啓発を行ったところでございます。

次に③点目の、危険なブロック塀の撤去と感震ブレーカーの設置状況はどうなっているかという点についてでございますが、危険ブロック塀等撤去支援事業補助金につきましては、平成 30 年 6 月に大阪北部地震で小学校のブロック塀が倒壊し、小学生が亡くなられた事故を受け、平成 31 年度より危険ブロック塀等の撤去に対し補助金を交付し、ブロック塀撤去に係る経費の支援及び危険性認識と安全管理意識の向上が図られたところでございます。

なお、補助金交付実績は 3 年間で 4 件のみであったことと、令和 2 年度から県補助が廃止されたことを受けて、令和 3 年度末で補助制度は廃止をしたところでございます。

また、町内小中学校・保育園につきましては、ブロック塀の安全点検を実施し、危険と判定された箇所につきましてはブロック塀の撤去・補強等の対策を、既に、実施をいたしております。

次に、地震時に一定以上の揺れを感知した時に、自動的に電気の供給を遮断し、電気による出火を防ぐ感震ブレーカーの設置状況でございますが、町内公共施設は設置はしておりません。また、町内住家の設置状況につきましても、これも把握はしておりません。

次に、④点目の指定避難所が「崩壊危険地に隣接するなど不安だ」との声を聞くが、指定避難所の防災対策はどうなっているのかについてでございますが、指定避難所は、土砂災害警戒区域外及び浸水想定区域外を基本といたしますが、地域内にほかに安全な建物等がない場合は、地域内で強固な建物であります小中学校を指定避難所としております。なお、土砂災害警戒区域内等の指定避難所は、避難指示等が発令された場合、校舎又は体育館の 2 階以上を使用することといたしております。特に土砂災害特別警戒区域の危険をはらむ箇所につきましては、自治会などからの要望により、急傾斜地の崩壊防止対策を実施していただくよう、随時、県にも要望をしているところでございます。

また、避難所となる体育館の建物でございますが、昭和 56 年以前の旧耐震基準のものにつ

いては、もう既に、耐震化工事も実施いたしております。

なお、避難の考え方として、避難は、「難」を「避ける」ということでありますので、避難先としては、指定避難所だけでなく、安全な親戚・知人宅や、各自治会で決めている一時（いつとき）避難所、また、安全なホテル・旅館などがあり、自宅が安全な場合は自宅にとどまることも避難であります。そのために、事前にハザードマップなどで、どこが安全なのかを調べ、備えていただくことを出前講座や町広報紙等で、周知に努めているところであります。

次に、⑤点目の避難所運営は、ジェンダー平等の視点で、仕切りや女性専用のスペースの設置など人権を守る手立てのために、女性を加えた体制を整えるべきだが実態はどうなっているかという点についてであります。避難所運営にあたる職員につきましては、被災者の男女のニーズの違いに対応するため、避難所ごとに男女各1人を配置しております。また、女性や子育て家庭等への配慮として、各避難所にプライバシーテントを設置し、更衣室や授乳場所を確保するなど、女性の視点にも十分配慮するよう努めているところであります。

なお、防災に関する重要事項を審議する防災会議に占める女性の割合を見ますと、令和4年4月現在の全国平均については、都道府県防災会議で19.2%、市町村防災会議では10.3%であります。本町が昨年2月に開催しました防災会議では、25.9%と全国平均を大きく上回っている状況でございます。

防災に関する女性の参画につきまして、今後もより一層、推し進めてまいりたいと思っております。

次に、⑥点目の二次避難所として、宿泊施設や公営住宅の活用をすることについてはどうかということですが、本町では、住宅の応急修理、応急仮設住宅への入居や町営住宅・民間賃貸住宅等の入居が進む中で、避難所の早期解消を図るために、公共宿泊施設や民間宿泊施設を活用した一時宿泊所の提供を行うことといたしております。

最後に、⑦点目の災害時にペットと一緒に避難する「同行避難」について、公表が行われているが、佐用町の実態はどうかという点についてであります。本町では、飼い主がペットと一緒に避難所まで同行避難された際、避難者の居室スペースとは別の指定する場所へペットを避難していただきます。また、衛生上のこともありますので、ペットの飼い主の方は、他の避難者の方との円滑な共同生活を行うため、避難者が世話を引き続き行うことなどを記したチラシをお渡しすることといたしており、これらのことは、本町の地域防災計画に記載の上、公表をしているところでございます。

以上、ご質問に対する答弁といたします。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 一番最初の①点目の地域防災計画の更新については、町長が答弁で言われたように、昨年2月7日付で、第5回の改定が行われているところなんですけれど、改めて、石川県能登地方の地震を見て、佐用町の、その計画について、どうだったのかなと、そういう具体的な事例に遭遇して、改めて、自分のこととして、計画についても関心を持つと言ったらあれなんですけれど、持ちました。

計画について、今回、石川県の地震で、計画の見直しは、相当程度行われていなかった結果、非常に総定数、被害の総定数が、想定外という結果になったということで、後の対応についても、十分に早くできなかつたというような、そういう経過もありましたので、

佐用町の場合、そういった心配がないのかということで、ここで取り上げさせていただいたんですけれども、更新しているということで、私も含めて、自分ごととして、この計画について、もっと普段から関心が持てるような、そういう取組が、文書の配付だけにとどまらずに行われる必要があるんだなと思いました。

先日も研修会もありまして、参加もさせていただいたんですけれども、そういう研修会で、自分ごととなるように、もっとたくさんの人に参加してもらえるような取組が必要だと思うんですけれども、今の取組以上の取組を期待するところなんですけど、どうでしょうか。予定として、従来の研修のあり方を踏襲していくということと合わせて、新たな取組をしていかなければいけないと、私、思ったんですけれども、いかがでしょうか。もし、あれば、計画が新たなものを考えているということであれば、よろしくをお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

そういった防災の研修につきましては、皆さん、ご承知のとおり、コロナ禍で、なかなか、そういった研修の行われてなく、そういう状況がございまして、この1月20日に、佐用町の防災リーダー研修会というものを開催したんですが、それも4年ぶりというようなことで、非常に参加していただいた方につきましては、よかったというようなことで、お声をいただいております。

また、それに合わせて、職員のほうも研修をとということで、その前日の19日に、職員のほうの防災の研修会のほうも実施をしております。これは、熊本県球磨村の防災監の方をお呼びをして、お話をさせていただいたわけなんですけれども、再度、コロナ禍が5類になりまして、そういった皆さん、研修が可能となつてございますので、さらに、今回の反省も踏まえまして、今後、そういった防災研修のほうを実施してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 2つ目の耐震の関係でお伺いします。

先ほど、件数を紹介していただいたんですけれども、実際に、診断を受けて耐震改修をする件数は、年に1、2件という、わずかというか、数字的には非常に少ないという認識を、今、回答いただいて思いました。

これは、診断そのものも少ないし、それから、それにつながる改修も少ないということで、これ今の数字的なところで、もっと、対象者はあると思うんですが、そのへんは、具体的にはどうなんでしょうか。耐震診断を受けなければいけないというか、そういう対象者に対して、この数字は、どんなふうに理解したらいいんでしょうか。もっと、広める必要があるんじゃないかと思いましたので、伺います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 地震の後、ああして、いろんなテレビ報道なんか、特に見ますと、熊本での地震、8年前にありました。また、今回、能登。住宅なんか倒壊して、特に、今回している建物というのは、もうほとんどが古い、大正時代から、また、昭和の初めとか、そういう時代のような建物が多いんですね。それが倒壊しているというのは、ほとんど基礎が、建物というのは、今回の地震、特に、横揺れなり、非常に地盤が大きく変動したと。そうすると、ほとんどの家が、基礎が、きちっとしたコンクリートの基礎でなくて、石の上に、昔のような束石があって、その上に柱が乗ったり、束が乗っていると、そういう構造です。だから、そういうものが揺れて横へ飛んでしまうと、ぐしゃっと潰れてしまうということでもあります。

それ一方、新しい住宅、建てられた住宅は、もうほとんど、町としても支援のために職員を建物の被災判定に派遣をしましたけれども、そういう職員からの報告を受けても、外から見ると、壁に少しひびが入っていたりすることはあるんですけども、中に入れば、中にある家具とか、そういうものは本当にもう倒れてしまったり無茶苦茶なんでしょうけれども、建物そのものは、しっかり、あまり大きな被害が起きているというふうには見えないと。それだけ違います。

そういう中で、じゃあ全部のうちの、早く建替えたらが一番いいんですけども、古いお家に住まいされている方というのは、ある意味では高齢者の方であったり、なかなか、そう今から新しい家に建て替えるということは難しい方が多いんだと思います。

ただ、佐用町でも、そういう家はたくさんあるんです。でも、それは空き家が非常に多いですし、高齢者の方も自分の代で、なかなか今から新しいものを建てるといのは、そういうとこまでされる方というのは、そんなにないと私は見ておりますけれども、逆に若い人たちは、たくさん家が町内にも建てられております。そういう住宅は、本当に、いわゆる、そういう建物としては安全な住宅になっておりますのでね、こうした改修工事はされている件数は非常に少ないんですけども、新たな住宅としては、そうした安全な住宅が結構たくさん、佐用町内にもつくられているということは、言えると思います。

それと、やはり耐震改修の補助金、補助制度とかそういうもの、診断をして、補助制度もあります。大抵、そういう家というのは、お宅というのは、非常に建物としても、今の若い人たちが立てられているような住宅より面積も大きくて、いわゆる田舎の住宅というのが多いんですけども、そういうところを耐震補強を全てするということになる、これは建て替える以上のお金がかかってしまうんですね。

ですから、今の補助の中でできるのは、よく言われる寝ている時に、ベッドを、寝床が梁が落ちてきたりして、それで圧死を避けるために、そこにフレームを、寝ているところに鉄骨の丈夫なフレームをつけて、そこを安全に守るといような耐震なんです。

でも、それ寝ている時にばかり起きるとは限りません。起きて、ほかの部屋にいる時に起きるか、いつ起きるか分からないのでね、なかなか全ての状況を想定して、安全対策をしようとする、もういわゆる建て替えるか、全面的な耐震補強をするかしかないんですよ。

だから、そのへんで、なかなか皆さんも、この制度は、ある程度は、こういう制度はつくって、運用をしているとしても、そうした事業、耐震補強の事業に申込みされる人が少ないと。町としても、そういう事業は行っているということは、広報等はさせていただいておりますけれども、ですから、そのへんは、本当に、そういう寝ているところだけを簡易にするようなことを、私どもとしても、本当に勧めて、絶対、効果がないということは、100%、そういうものじゃない。その分部については効果はあるんですけども、それだけでは、決して安全でないということを、しっかりと、やっぱりお伝えをした上で、そうし

た事業にも取り組まなきゃいけないということになるかと思えます。はい。

13 番（平岡きぬゑ君） 分かりました。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 実態として、かなり補助制度はあるけれど、現実的ではないという状況があるということは、分かります。はい。

だけど、そういう大きな地震があった経過を受けて、改めて、今まで、あまり耐震のことに関心がなかったというたらあれですけど、そういった方に対して、周知徹底というか、その制度がありますということで、耐震診断を受けられる人が増える方向で取組を進めていただきたいと思えます。

そのほかに、順番に聞いていくと、時間があれなんですけれど、感震ブレーカー、これも、私もいろいろ、今回の地震が起きた後とか、その後に電源が入って火災が発生して、地震だけではなくて、火災によって、多くの命が亡くなっているというか、そういう実態を受けて、感震ブレーカーというのを設置することで、そういったことが防げるということ、情報として知ったので、佐用町の状況について伺いました。

町内では、一切設置していないということなんですけれど、このブレーカーのことについては、どんなんでしょうか。必要だという認識と言ったらあれですけど、町としては、このことについては、どんなふうに、とらまえられているのか。その点を、基本的なところでですけど、伺います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） なかなか電気なり、この感震ブレーカーというのは、バルブというのは、これはガスなんかにもあるんですけども、専門的なことを、職員のほうも、そんなに詳しくないと思えますし、私も、そんなに詳しいわけじゃないんですけども、この電気については、平岡議員のお宅にでも、ブレーカーというのがあると思えます。

基本的には、そういう特別な感震ブレーカーというのを付けなくても、過電流が流れたり、そうした異常な状況の時には、家に設置してあるブレーカーが落ちるわけですね。それで、電気遮断します。ですから、現実、実際に、そういうことが、非常に、求められているのかと言いますと、私は、それほど、そういうブレーカーもついていますので、それ以上のことが起きるといことの想定というのが、なかなか誰もされないのかなと、だから、普及しないと言いますか、大きな建物ですね、例えば、役場庁舎とか、そういうところなんかも、大きな揺れが来た時に、ブレーカーで、電気をバンと落としてしまうと、そこらあたりも、電気で、確かに火災が発生するという可能性もあるんですけども、やはり、少なくとも、後の復旧や対策としても、ブレーカーが落ちてしまうと、今度は、電気が通じないわけですから、今度は、いろんなことができなくなります。だから、そこは難しいところだというふうに認識しております。

ただ、一番、これで、大きな効果があるというのは、電気よりガスなんです。プロパンガスは、機械なんかにも、そういうのがついている。機具にもありますけども、都市部

なんかの都市ガスとか、そういうところは、ガス漏れを起こしますので、だから、それをバルブで自動的に遮断するとか、そのへんは、やっぱり都市部に行くと、今度は、ガス会社が、そういう装置を、多分、当然、安全対策のために設置をされるのだと思いますし、それから、感震ブレーカーなんかも、やっぱり電気、配電会社、このあたりでいくと、関西電力送配電さん、そういうところが必要な施設なんかについては、そうした設備を設けるということで、それをあえて、個人とか事業所とか、そういうものだけが、そういうものを設置するというのは、なかなか、これは本当に、ちょっと疑問と言いますか、難しいかなと、当然、つけるとすれば、関西電力送配電さんなんかの必要性で、どちらがつけるのか、費用負担するのかなというようなことも含めて、そちらと、やっぱり協議をした、研究した上で、設置するべきだと思いますけどもね。

13 番（平岡きぬゑ君） 分かりました。すみません。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 指定避難所の関係なんですけれど、先ほどの答弁で、いろいろ難を避けるためには、どこが、指定避難所だけに限らず、自宅でとどまる場合も避難として考えたらいいという答弁もあったんですけれど、一応、指定避難所は、安全なところでできるだけあるのがふさわしいわけで、その地域で危険なところについて、いろいろ地域から土砂区域、安全なものにするために要望が上がっていると思うんですけれど、指定避難所で、ちょっと、見たんですけれども、佐用町内で指定避難所で安全な避難所はあるのかな。逆に、あるのかなと思ったりもしたんですけれど、実態としては、どうなんでしょうか。指定避難所として、住民の人が避難する場所としてふさわしい状態にあるとは言えないんじゃないかと思うんですけれど、実態はどうなのか、ちょっと、伺います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えをいたします。

議員さんおっしゃるように、こういった山の中の体育館なんかも裏が山とかいうようなことで、施設であるんですけれども、基本的には、学校の体育館のほうを指定避難所として指定をさせていただいております。

その中でも、議員さんがご心配されている土砂災害の特別警戒区域のほうに隣接しております避難所については、2か所ございまして、久崎体育館と南光小学校の体育館というものがございます。

なお、この2か所につきましては、急傾斜地の崩壊対策事業というようなことで、地元からも要望を上げていただいております、そういった中で、南光小学校の体育館につきましては、令和6年度に県のほうのあれですけれども、事業を着手予定ということで、聞いてございます。

久崎体育館につきましては、久崎の自治会より令和4年の1月17日付で建設課を通じて、県のほうへ要望書を提出されているというようなことで、順次、そういった手続きを踏まれておるといふふうに聞いてございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 避難所、運営のことなんですけれど、女性が、佐用町の場合、ほかの自治体というか、国なり市町村に比べて、入っているのが多いんだという説明ではあったんですけど、今、職員も会計年度任用職員と、それから、正規の職員と半々ぐらいの状態になっています。そういう中で、災害が起きた時に、職員体制というのは、十分、取れるのか。また、女性も、その中に対応していくという上では、なかなか、余裕がある状態ではないのではないかと思いますんですけど、そこらへんは、実態としては、大丈夫なんでしょうか。

特に、大学の先生方が指摘されたのは、いわゆる平成の大合併によって、職員、いわゆる人件費を減らすというか、職員数を減らすというのが、大きな目的でもありましたから、そういった災害が起きた場合に、職員の対応ができるのかどうか、余裕を持って、ちゃんとできるのかどうかという不安に対しては、佐用町の場合、大丈夫ですか。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 先ほど、答弁の中で、指定避難所については、ひとまず男性1名、女性1名の避難所の対応の職員を割り当てていると。これ確か2班体制で組んで回すような形でしておりますので、緊急時には、それで十分回るものというふうに思っております。

ただ、平成21年の水害時、私も避難所関係、あるいは配食関係の担当にりましたが、やはり災害の規模によっては、長期間にわたってくださることもございます。そうなりますと、その2班体制では、とてもじゃないですけど、これはもう回らないというのは、明白であります。じゃあ、その時には、どうするかというと、やっぱりほかの、後々にしなきゃいけない班で置いているところから、職員を回して、そこの今、目先の必要になっている部署に職員を回して対応していくと、これはもう、当然、十分かと言われれば、それは、なかなか難しいですけども、災害時ですから、どうしても、なかなか十分なことというのはできませんけれども、実際に、そのようにして回してきておりますので、今後、大きな災害があった時も、そのような対応をして、応援体制を組んでいくというふうに考えております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 災害が起きた場合、その住民、被害に遭うのは住民だけではなくて、職員も被害に遭うわけですから、そういう点で、支援していく立場にあります。また、一方で被災者でもあるというような、そういうのが全国各地でありました。

ですから、いろいろ大変な事態が、緊急時の場合はあると思います。

そこで、災害について、これは大きな話にはなりますけれど、国が、いろいろと災害に対して、29年前の阪神淡路大震災もそうでしたし、正月に起きた石川県もそうでしたけれ

ど、避難所が、年数が、この間、かなり時間があつたんですけれど、そういう被害が起きた時に、やっぱり体育館の平場で雑魚寝と言ったらあれですけど、そういったのが、報道されて、全然、時間はたっているけれど、前進していないなというか、非常に経済的に、いわゆる恵まれた国なのに、災害に対する対応が、あまり進んでいないなという印象が強くなります。

避難所に対して、国がもっと責任を持って、トイレのことや、それから、暖かい食事ができるキッチンであるとか、簡易ベッドなど、そういうものを、ちゃんと用意しておくというのは、常日頃からの体制を取って、いざという時には、すぐに対応ができるようにということで、もっと、そういう災害対応について、国の予算が十分になるように、常日頃から働きかけもしていただきたいと思います。

で、神戸大学の先生などの兵庫県震災復興研究センターの代表理事の方などは、世界では、地震大国であるイタリアなどが大きな災害を経て、常に対応がすぐ、災害起きたら1時間以内に、ちゃんと、そういう方針が末端まで通じるような、そういう体制が常日頃から独立した体制として設けられていて、先ほど言ったような事態が、いろんな災害が起きても、対応できる、そういうようなことが進んでいるので、そういう災害が起きたら、お互い様ではないんじゃないかと、きちんとした対応ができるようなことにしてほしいなと思います。それは、大きな国に対する要望でもあります。と、その中で、さっき紹介した中で、災害時に、いわゆる簡易ベッドというか、段ボールベッドなんですけれど、以前も、ちょっと、備品の関係で見せていただいたこともありますけれど、今、佐用町では、そういう簡易ベッドというか、段ボールベッドの備品としては、どんな状況になっているのか、その点、1点だけ、よろしくお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 簡易ベッド何台、今、備蓄しているかは、また、担当のほうから1点だけということですから、簡単に説明はさせますけれども、先ほどの話をお聞きすると、29年前の阪神淡路大震災から、あまり、そういうことが進んでいないというふうに言われますけれども、国のほうの肩を持つわけじゃないですけども、これは全国で、あれの阪神淡路大震災を教訓にして、そうした防災の、また、避難所の、いろいろなものが開発も、メーカーもたくさん開発しましたし、だから、体育館で、本当に何もなくて寝るとい、それは、やはり、当然、ある程度、2日、3日という短期間では、そういうところもあったと思うんですけども、そうした、ある程度、生活ができるように、防災グッズ、トイレなんかも含めて、また、ベッドとかパーティション、間仕切りとか、映像を見ても、ちょっと、落ち着いたら、かなり、そういう物が入って、そういう形での避難所が設営されておりましたので、そこは、平岡議員も見られていると思うんです。

ですから、後は、今回の場合は、特に、これも能登という非常に交通の、なかなか不便なところと言いますか、それに、地震そのものが道路等が、ほとんど通行止めになってしまふとか、そういうことがあつたということは、これは、なかなか想定、あれだけの起きるということが想定外だったところもあるんだと思いますけれどもね。そういうことに対しての、ある意味では、想定をしながら、備えをしていくということ、これは、本当に大事なことではないかなというふうには思います。

ベッドが何台あるのか、答弁してください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

段ボールベッドにつきましては、30 備えておりまして、もし、これで足りないということになりましたら、関係業者と協定を結んでおりますので、足りない分は、そちらで対応いただくということになります。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 次いで、併せてですけれど、その段ボールベッドを地域で購入しているというか、そういうことも、ちょっと、聞いたんですが、以前、ベッドを買うのに、地域の方が買うとか、補助金を出したりした経過もあったのかなと思ったんですけれど、本来、町が責任を持って、そういうものは、ちゃんと備品として持つておかなあかんと思うんですが、そこらへんは、何か、ちょっと、よく分からない質問をしたかもしれませんが、地域でベッドを管理しているとか、そういうところもあるんですか。お伺いします。

議長（小林裕和君） 分かりますか。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） ちょっと、今、担当課長のほうあれしましたけど、これまでに、そういう実績があったかどうかということは、今、はっきりお答えできないんですけれども、この防災の関係の補助金というのは、例えば、各自治会、自主防災組織、そういったところに対して、様々な防災の物資等に使える補助金という制度はございます。

ですので、例えば、この指定避難所の物資を地域が買われるということは、多分、ないと思うんですけれども、町の指定避難所のですよ。ですけれども、例えば、各自主防災組織が一時（いつとき）避難所で、こういう物を備えておきたい。あるいは、ライトとか発電機とか、いろんなものがあるんですけれども、そういうことで補助をしている。それが、防災ベッドがあったかどうかというのは、ちょっと、今、定かではございませんが、ほかの防災物資については、そういう補助をしたということは、これは実績がございます。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ペットの一緒に避難するというところで、これは計画の中にも書いてあるということではあったんですけれど、答弁もいただいたんですけれど、この関係で、先日、新聞でも報道がされたので、改めて、関心を持ったんですけれど、佐用町は、そう

いう町としてというのかは、特に、公表していないというようなことが、公表されていたので、どうなのかなと思ったんです。実際、ペットは、避難する場合、そういう災害が起きた時に、どうなのかということなんか、研修とか、そういったこともなかったんじゃないかと思うんですけど、あまり分からないので、そのへんは、災害時のペットと一緒に避難する同行避難について、今一度、これからの計画でもいいので、お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

ペットの同行避難につきましては、この地域防災計画の中にも、項目としては上げておりませんが、同行避難をして、避難してくださいということでは、ところどころで書いておりますし、また、同行避難された時に、チラシのようなものをお渡しするというので、それも地域防災計画の資料編の中に、これ 391 ページだったと思いますけれども、お願いということで、そういったチラシのほうも公表のほうをしております。

同行避難と言いますのは、災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所まで安全に避難することを言うんですけども、それとは、同伴避難というものもあるんですけども、それは、もうペットと一緒に避難して、また、避難所でペットと一緒に生活を行うということにはなっておるんですが、佐用町においては、同行避難ということで、避難所に着きましたら、ちょっと、室内には、ペット入れないでくださいというようなことで、また、別の場所で置いておいていただくというような形で、ご案内をしております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 新聞を読む限りでは、何も対応いうのか、計画には、その文言としてはあったりするけれど、現実には、どない言うんか、関係者の人に周知していくとか、そういう取組というか、そういうものは、できていないんじゃないかなと、私、思ったんですけど、取組もしていただきたいなと思っています。

その関係で、防災関係については、以上で質問を終わって、次の 2 項目目に行きます。

2 項目目は、高齢者の補聴器購入補助制度実施をということで、厚生労働省が 2021 年、自治体の補聴器助成の状況などを調査した「難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究」を公表しました。

同研究では、医師会に委託して聴力検査を行う金沢市の事例を調査。補聴器をつければ生活の質が上がるのは確実だが、購入するまでかなりハードルが高い。として、その中には「価格の問題もある」と指摘されています。

現在、国の補聴器助成の対象は、聴力レベルが両耳 70 デシベル以上や、片耳 90 デシベル以上・もう片耳が 50 デシベル以上など、高度や重度の難聴者が対象となっています。

そこで、軽度や中程度の難聴の高齢者などに補聴器助成を行う自治体は、今年ですね、2024 年 1 月で 239 自治体になりました。兵庫県では、明石市・稲美町・相生市・養父市・新温泉町・多可町・加西市・朝来市の 5 市 3 町で補聴器助成を実施しているところです。そこで、伺います。

①佐用町で高齢者の社会参加のために補聴器助成の実施を求めます。

②つ目に、聴力検査での早期発見、補聴器を使い続けるための支援を求めたいと思います。

③点目に、白内障眼内レンズが保険適用されたように、国に対し、難聴対策の保険適用を求めるべきだと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、高齢者の補聴器購入補助制度実施をということでの、平岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、補聴器購入助成の実施を求める質問でございますが、これまでも、この同様の質問をいただき、そのたびに、都度、答弁をさせていただいておりますが、加齢とともに耳の聴こえが悪くなるものでありまして高齢化に伴って、難聴になる方が、今の現在、高齢化がどんどん進む中で増えていることは、当然、想定をされます。

補聴器は、1回の購入で終わるものでなくて、聴力の変動によって買換えたり、故障して修理したりする必要がどうしても生じてまいります。そうした中、高齢者の補聴器購入費の助成は、現状では制度化している自治体は少なく、実施していても、購入時の1回のみ助成に限定したり、また、修理は対象外としたりする自治体がほとんどでございます。

兵庫県では、令和4年4月に、高齢者の補聴器購入に関する補助事業を装着後のアンケート調査を含めモデル的に実施し、これらの取組から、加齢性難聴有病者の補聴器使用と社会参加活動との関連性の調査が始まりました。

このたび、県に調査結果の確認を取ったところ、約400名から調査票の回収があり、調査結果といたしまして、③点目のご質問の回答にもなりますが、令和6年度の4月以降に、国に対し補聴器の保険適用と補聴器購入補助制度の提案をしていく予定であるというふう聞いております。

一方、障害者総合支援法による補装具費支給制度では、耳が聞こえにくくなり始め、近くに座っている人との会話が聞こえづらくなると、補聴器購入補助対象の身体障害者6級に当たってきます。本制度では、買換えはもちろん、修理も含めて、補助対象となります。

身体障害者手帳を取得され、障がい者支援の基準に沿った補聴器購入費の補助を受けていただきますと、本人が負担する一部を除いた額を、町は約4分の1を負担することとなりますが、4分の3は国と県が補助する制度でありますので、高齢者はもとより、広く町民の皆様にも、継続して、安定した支援が行えるというふう考えます。

今後も県内市町の動向に注視してまいります。町といたしましては、まだ、町民の多くがご存じでない補装具費支援制度を周知することに努めて、必要とされる方が、この制度によって補聴器を手にし、生活の質を改善ができるように支援をしてみたいというふう考えております。

次に、聴力検査での早期発見、補聴器を使い続けるための支援を求めるとの提案でございますが、町が行う特定健診は生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドロームに着目した健診を行っており、聴力検査はその項目に義務づけられておりません。聴力検査は、通常周囲に雑音のある環境では正確に行うことができないために、外からの音を遮断できる防音室で検査がなされます。したがって、集団で行う特定健診の場では、多くの雑音を遮断するような静かな部屋の確保が困難であることから、特定健診に追加することは考えておりません。

以上で、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 何度も質問しているという、最初の答弁ありましたけれど、同様の質問を何度もしておりますけれど、事実なんですけれど、この間、実施、必要だという住民の声が、全国にも、徐々に広がってきています。

佐用町、時系列に行きますと、国に対して、佐用町も町議会として、令和2年、93回3月議会で全会一致で国に対して、この補聴器の関係で意見書を上げております。これは全国では、320市町村での採択ですから、非常に、まあ言うたら、全体からすると少ないわけですが、先陣を切って、そういった意見書も上げてきています。

そのほか、最初、令和4年5月では、県下では1自治体、令和4年11月には、もう少し増えました。4自治体ですね。それから、令和6年で8自治体というふうに、兵庫県下でも自治体でやっていくというところが増えてきています。

ちょっと、町長の答弁の中で、前回もそうだったんですけど、障害者手帳6級になれば、対応ができるんだと。町は4分の1、国県が4分の3助成するから、また、その後の改善というか、修理も見てもらえるんだから、そのほうがいいということをおっしゃっているんですが、これは、実際、国のほうの採択される条件としては、非常に難聴というか、本当に聞こえにくい。6級で十分なんだという町長の答弁のことが、ちょっと、どうなんですか。実際、何回も質問していますし、同じような答弁なので、町民に対して、周知が、何で進まないんですかね。それ、そんなにいい制度だったら。ちょっと、伺います。実態を聞きたい。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 何回も、そういうご質問の中で、答弁させていただいている中でも申し上げておりますけれども、今、県下でも補助制度をつくっているところが増えているということは承知をしています。

ただ、前回も答弁させていただいたと思いますけれども、この補助制度というのは、本当に補助を受けられる方に、幾らでも、金額少なくても、それは、補助を受けられる方にとってはプラスにはなるのかもしれませんが、大体2万円から3万円なんですね。限度額。そのことは、平岡議員も十分ご承知いただいていると思います。

補聴器そのものは、いろいろとこれ価格も、非常に高額なものから安いものまであるのかもしれませんが、普通すると、2万円、3万円で買えるものではないと思います。

私も母親が付けておりましたけれども、多分1つで10何万円はしたと思うんですね。それも安いほうだったと思いますよ。

ですから、そういうことと、それから、実際に、本当に修理しなきゃいけないんですね。なかなか、精密な、そういう器具ですから、どうしても何回も具合が悪くなって修理をすると。だから、修理費なんかも、全然これは対象外ですよ。ほかのところも。

ただ、やはり難聴で、やっぱり生活がしにくい。本当に聞こえにくいというのは、本当に辛いことです。だから、そのために、県も、ようやくと言いますか、そのアンケート調

査なんかもして、そうした難聴者の皆さんへの対応について取組をされたと、補助事業をして、それを装着していただいた後のアンケート調査なんかも含めてされて、その調査結果を持って、国のほうにも、こうした難聴者に対しての制度をつくるようにということをやっと県もとといいますか、動いているということでもありますので、本当に、そうした生活が本当にしにくい方、もう聞こえない。横の話が、隣の話が聞こえないというようなになると、これ病院へ行って、ちゃんと検査を、きちんとした検査を受けられれば、これはもう、医師の方も、きちっと、それをもって身体障害者の交付についての手続きは、検査はしてくれるわけですから、これは、やっぱり皆さんも、当然、知っておられると思うんですけども、それが、ないんだったら、平岡議員も、そういう方が言われたら、こういう制度を使ってくださいよというふうに、議員も、そういう皆さんに、お話をいただければいいのかなとも思いますし、担当者なんかも、そういう相談があれば、当然、具体的に申請の仕方なんかも、町としても、相談は、当然、お受けしていると思いますし、そうした、そんなに、これがハードルが高いというふうに、私は、聞いておりませんので、それを、ちゃんと、そうした認定を受けられますと、言わば、補装具の補助制度ということで、全額じゃないんですね、これ、個人負担もあるん…、はいはい、どれぐらいになるのかは…、大部分を町と国と県が、ちゃんと助成ができるということになっておりますのでね、それを、まず、勧めるべきだということ、何回もご答弁させていただいてきたところで

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 町長の答弁は、お医者さんに、必要な方は行って、ちゃんと、病院で身体障害者手帳6級が受けられるように、申請ができるようにすればいいんじゃないかということで解決するんだと言われるんですけど、実際、具体的に、そういう申請をしても、なかなかですよというのは、聞いたことも、住民の方からあるんですけど、そういった点は、現実に、担当してる課では、どうなんですか。受けたら、なかなか聞こえにくいんだというような程度の方でも受けられるものなんですか。

何か、難しいですよというのも聞いているんです。一方で、住民からは。そのへんは、どうなんでしょうか。

実際、そんないい制度だったら、どれぐらいの人が、今、受けられているんですか。それも含めてお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

大変それは、難しい問題だと思うんですけども、聞こえない。聞こえにくくなってきたというのは、本当に、町長も申し上げましたとおり、辛いことだと思います。

それで、普通の会話が聞こえにくくなってきたなと思った場合、病院を受診していただきます。

病院を受診していただいて、先生が補装具の申請をしてはどうかというふうなことを提案された場合には、窓口に来ていただきまして、所定の用紙、診断書の用紙を持って、再

度受診していただき、その診断書を書いていただいて、窓口に申請いただくというような手続きになってまいります。

その中で、もしかすると、検査の結果、詳しい検査をされた結果、所定のデシベルに達していない。聞こえているということであれば、それは、申請ができないというような状況になりますので、私ども窓口では、その診断書を持っていただければ申請は可能というふうな形で、県のほうに申請手続きをしているような状況でございます。

そして、今現在、身体障害者手帳によって、補聴器の購入補助をしている状況なんですけれども、65歳以上の方で、今現在、93名の方がいらっしゃいまして、延べ件数が149件というふうな形になっております。この延べになりますと、先ほど申し上げましたとおり、修理ですとか、それから、買換えというような状況がございます。以上でございます。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 必要だという人が、どんどん早期に補聴器をつけることによって、認知症予防にもつながるということで、先日も社協さんのかがやきで3月号で、この自分に合った補聴器をとということで、家族介護教室の中で、そういった専門のところからのお話があったというふうな報道がありました。

こんなふうに、必要とする人たちがいる中で、なかなか医療機関で、今、言われるような、完全に補助が受けられて、後の修理もしてもらえるような事態というのは、非常に早期ではなくて、重いというか、本当に大変な方が対象になると、私、思っているんです。ですから、各地で、そうではなくて、早期に設置するために自治体が補助しましょうというような、そういう動きが起こっているわけなので、町長が答弁するように、簡単に申請したら受けられる、そういういい方法があるからというものでもないと思うんですよ。

そこらへん、ちょっと、実態とはかけ離れているのではないかと思うので、高齢者の補聴器補助については、町としても取組を、県もしますけれども、してもらいたいということを、再度、要望しておきます。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 平岡議員のほうで、実態とかけ離れているというふうに言われますけれども、やはり私は、そういう平岡議員が相談されたり、聞いておられる方、まず、そうした診断を、診察を受けられるように、お話をされたらどうかと思うんですね。

と言うのは、実際に、診察を受けて、そうしたことが必要だというふうに、医者の方で、その診断結果、判断したら、それはもう、町のほうでも、ちゃんと手続きができるわけです。その方にとっては、そういう診断が難しい、難しいって、今、平岡議員は、そう言われますけれどもね、本当に難しいのか、それは、それこそ、今、平岡議員が自分で言われようだけで、実際には、診察を受けて、医師のそうした確認がされてできればですよ、その方にとっては、非常に自己負担もないし、その方にとっては、非常にプラスになるんですよね。

で、今、各町がやって実施しているような2万円か3万円の上限だと、ただ、本当に、

ある意味では、私から見れば、形だけの補助制度ですよ。そんなのを、逆に受けて、本当は、ちゃんとした、そうした制度上の補装具で受けれるのに、実際は、その残りの10数万円を個人が負担されるというよりかは、まず、診断を受けて、診断を受けられて、聞こえるということであれば、もともと聞こえるのであれば、それは、それほど大きな難聴ではないのかもしれませんが、だから、そのところは、少なくとも、そういう、まずは身近で相談を受けられている方には、そういう話をさせて、平岡議員もしていただくことが大事なのではないかと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 相談者があるということ。それから、実際に必要としている方が、たくさんあるということ。

それから、認知症予防になるということで、補聴器のあり様について、改めて、町としても国に対して保険適用が受けられるような、そういう動きとして、県と一緒に声を上げて行ってほしいと思います。佐用町議会としては、上げておりますので、最後にそれだけ言いまして、終わります。

議長（小林裕和君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと、5名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、これにて、本日の日程を終了します。

次の本会議は明日3月14日、午前10時より再開します。

本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後04時20分 散会
